

特26  
724

長野縣知事大山綱昌君題辭  
宮內省掌典宮地嚴夫君題歌  
生島足島神社宮司宮澤春文君序

長野縣神職合議所謹編  
宮川建雄編

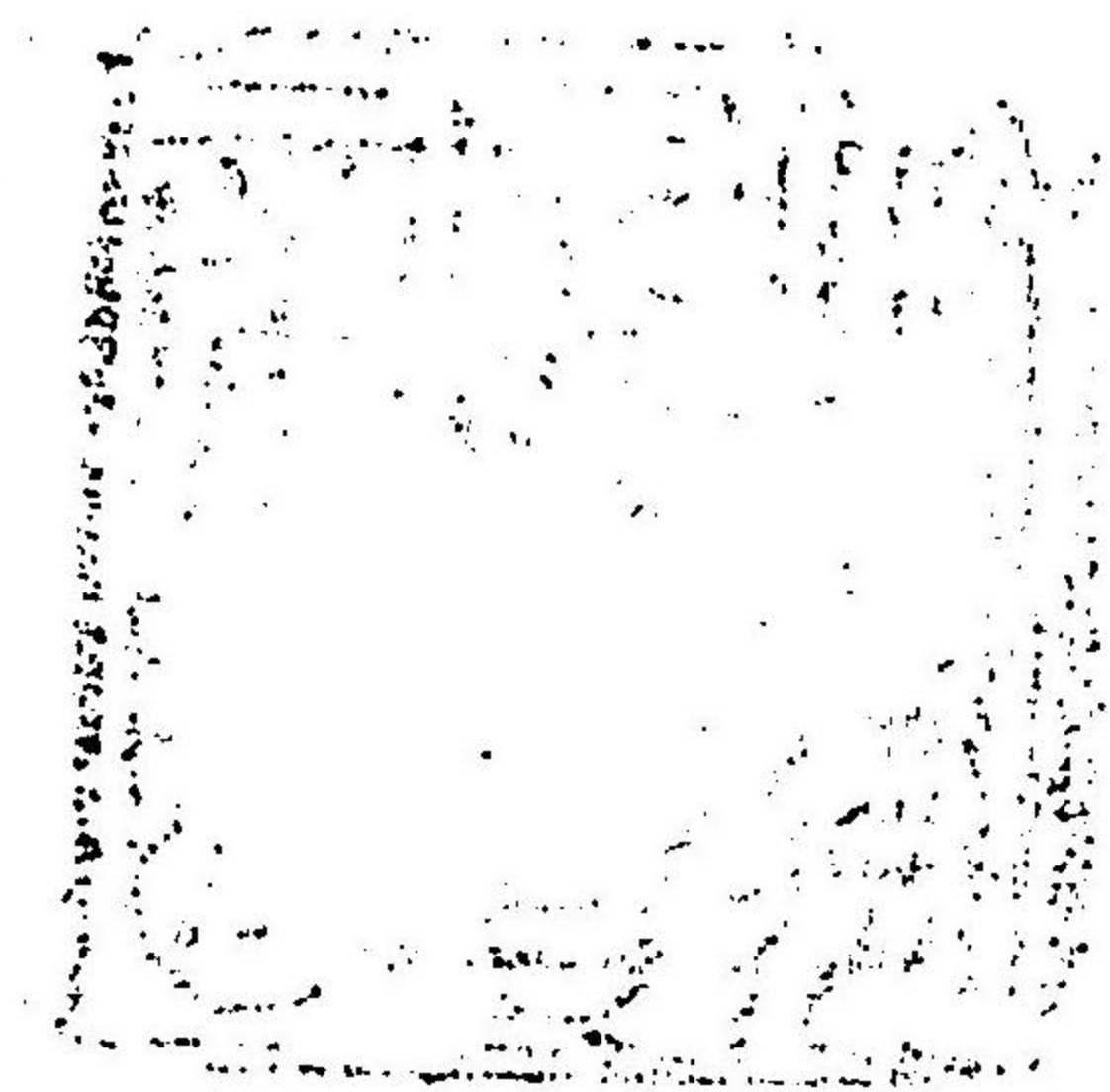


祭

式

要

義



明治  
20 11 12  
内交

神官神職

日露ノ戦局今ヤ終リテ告ケ爰ニ優渥ナル

聖旨ヲ奉拜スルニ至レリ曩ニ露國ト覺テ啓キテヨリ爾來已ニ  
二十閱月皇軍切リニ外ニ勝テ民人内ニ業ヲ勵ミ國威更ニ中外  
ニ揚リタルハ一ニ至尊ノ御稜威ニ依ルモノナリト雖モ亦其  
間ニ於テ神官神職カ克ク神明ニ奉仕シ報公ノ誠ヲ竭シタルモ  
ノ蓋シ亦與リテ力アリト謂フベシ今ヤ平和克復シ皇國ノ威武  
海外ニ發揚スルニ當リ神事ニ奉仕スル者ノ任亦更ニ重キヲ加  
フルモノアルヲ覺ユ神官神職タル者深ク聖旨ノ在ル所ヲ奉  
體シ恭敬悃誠其職ニ盡瘁シ益々國體ノ精華ヲ發揚スルコトヲ  
努メラルベシ

明治三十八年十月十六日

内務大臣男爵 清 浦 奎 吾

致



敬

明治三十九年八月

從四位大山綱昌題



長野縣神職合議所の  
講師花々のまゝの祭式

要義乃はしり

正六位 宮地巖夫

皇神

はらみ道の



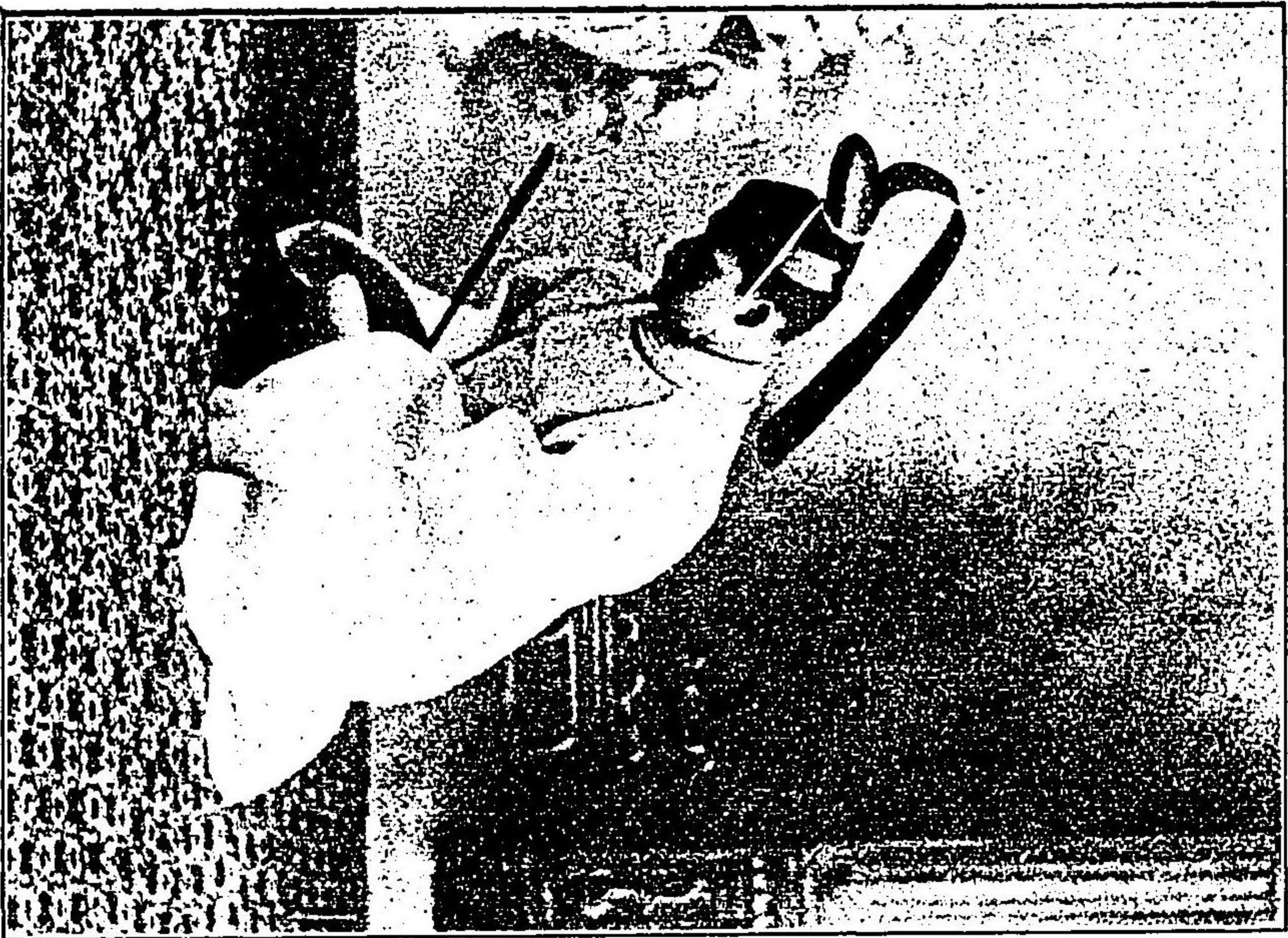
立 直



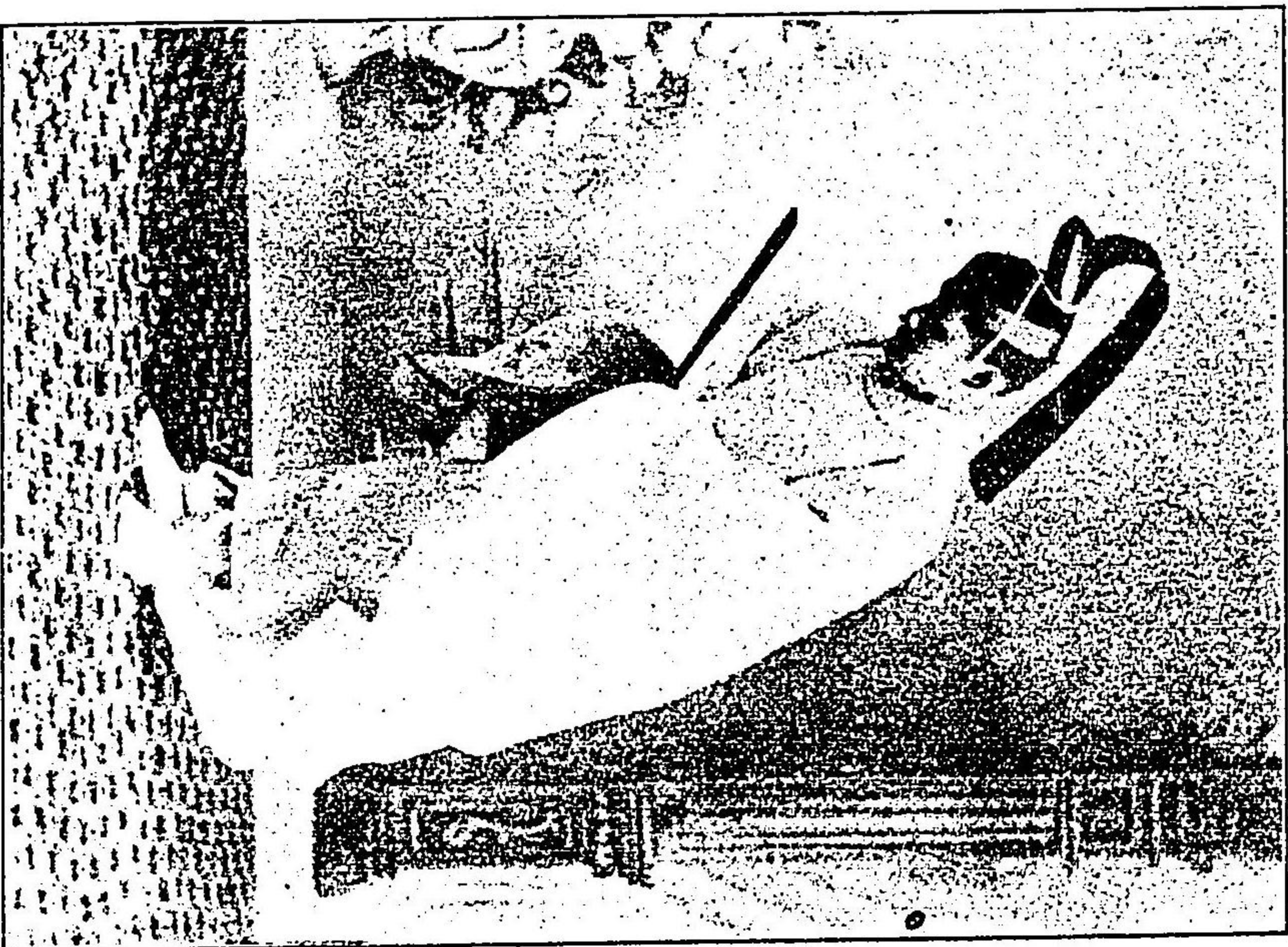
座 著

勤勞おぬはる  
いかにあつて  
おぬはる

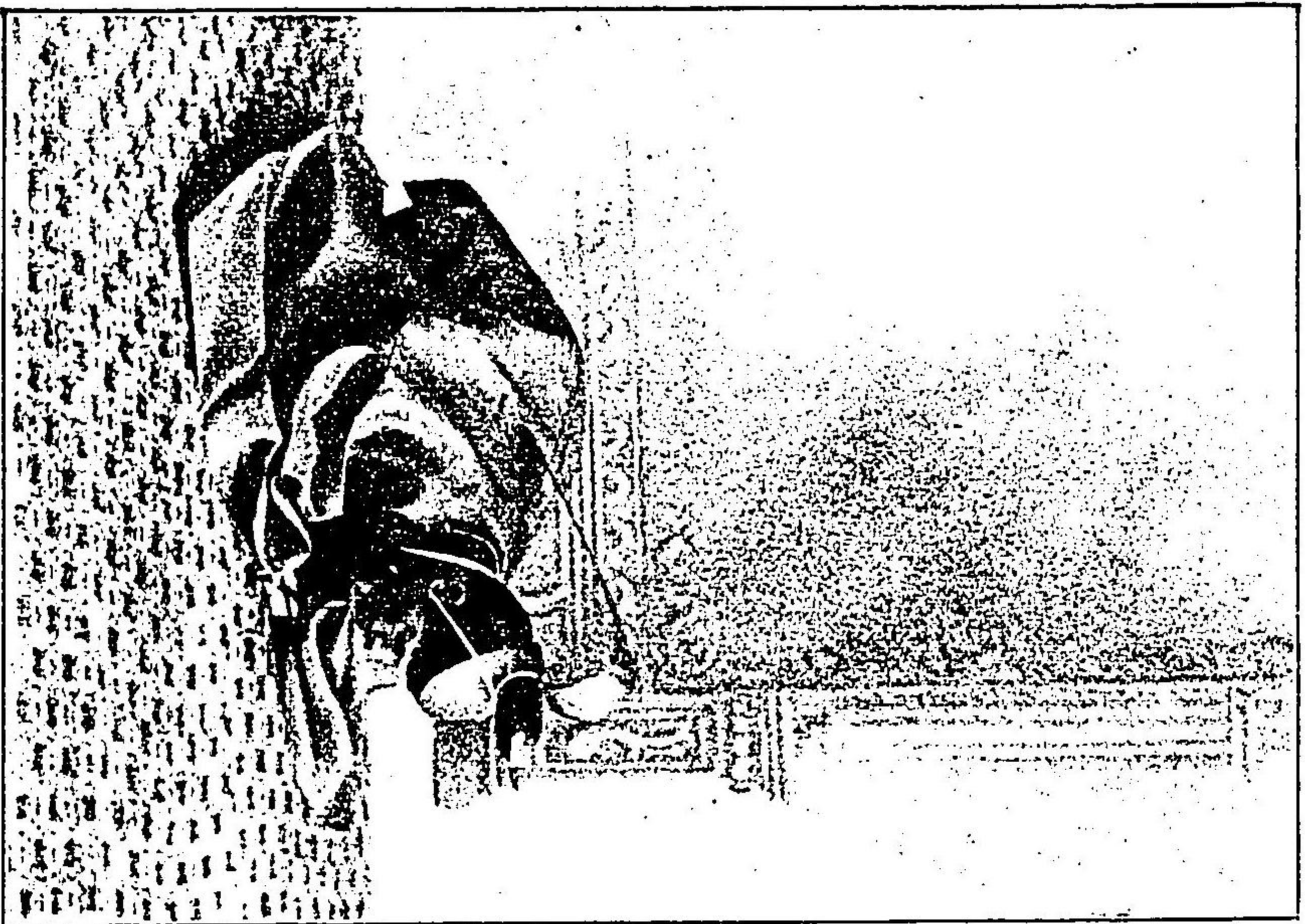
掛 座



掛 立



拜 座



拜 立



序

我が國禮儀の頽れたるや久し婚といはず葬といはず祭といはずいづれもその實質を離れて形式にのみおれ奔り徒に枝葉をためて實を結ばざるの花を稱せんさすその愚やむしろ滑稽に属すべきものあり。これ喜ぶべきの事ならんか。孔子も禮樂を先にすと言へり。されば禮典儀式のゆるがせにすべからざる事は、これを以ても能く知るを得るに難からざらんか。ましてや人間一生の大禮たる婚の如き葬の如きなほ能くおれを正しうすべきものならん。殊に敬神の道に至りては我が國の風儀これに依りて國威を宣揚し、これに依りて人情の美をも誇るに足るなり。故に神祇を崇敬し、神祇を祭祀する吾人臣民たるもの、一日も忘るべからざるの事なりとす。神を祭る、神居まそが如しと聖人も仰せられき。異域なほこの言あり、誠意おれを崇敬したらんには神を見るにそれ難からざらんか。これ皆瞻たる英傑も禮を正



しうせられて背汗水の如かりしものもありとかきけり。禮意虚ならず誠心敬を以て致さば神明をなほ且つこれをうけ鬼神も爲に手を空しうするに至らん。然るにこの禮にして頼れ六の道にして衰へたらんか精なき傀儡の僅にその師に依りて演ぜらるるものといづれその愚やまことに笑ふべきの至りならずや。今の禮典に誠なく實なくうの源を忘れて末に奔る機に臨み變に應じて處するに啞たるものあらん何すれぞそれ禮といふを得べけんや。この書六の邊の消息を傳へて遺憾なし神の御國に生れあひたる民人の能くことを知らてあらざらめや。

御民われ神の御國に生れあひて

のりある道をたぬしとぞおをふ

明治丙午の夏生島の森かげにて

正七位

宮

澤

春

文

## 凡例

一この書旨とまる所は、祭式に於ける要義の通解にありて、その行事作法の詳解にはあらず。されど止むを得ず、それ及びしもあり故に然か題名を附せし所以なり。

一祭式を學ばん者は、その作業としての實地を究むるに共、又その學術としての意義にも大方は通ぜざるべからず、此の書の要はそれ茲にあるなり。

一この書は祭式教習の時々講演せし要項を、直に纂めてかく一書となしたるものなれば、繁簡その宜敷を得ざるは勿論なりとす。また特に謂ふべくして漏したるを最と多からん、看む人その意を得て咎むるなくんば幸甚なり。

一この書は、編者の私考にあらず、悉く大家先輩の説に制て

すこ雖も、凡百中或は謬りなきを保ち難し、そは不文の犬  
に謝する所なり。

神無月しぐれ降る頃吾が大宮の東殿にて

神葉のしづくを硯の海にうけつゝ

編者しるす

一 祭式緒言の一 其二 其三  
一 祭式緒言の二 其三 其四  
一 祭式緒言の三 其四 其五  
一 祭式緒言の四 其五 其六  
一 祭式緒言の五 其六 其七  
一 祭式緒言の六 其七 其八  
一 祭式緒言の七 其八 其九  
一 祭式緒言の八 其九 其十  
一 祭式緒言の九 其十 其十一  
一 祭式緒言の十 其十一 其十二  
一 祭式緒言の十一 其十二 其十三  
一 祭式緒言の十二 其十三 其十四  
一 祭式緒言の十三 其十四 其十五  
一 祭式緒言の十四 其十五 其十六  
一 祭式緒言の十五 其十六 其十七  
一 祭式緒言の十六 其十七 其十八  
一 祭式緒言の十七 其十八 其十九  
一 祭式緒言の十八 其十九 其二十  
一 祭式緒言の十九 其二十 其二十一  
一 祭式緒言の二十 其二十一 其二十二  
一 祭式緒言の二十一 其二十二 其二十三  
一 祭式緒言の二十二 其二十三 其二十四  
一 祭式緒言の二十三 其二十四 其二十五  
一 祭式緒言の二十四 其二十五 其二十六  
一 祭式緒言の二十五 其二十六 其二十七  
一 祭式緒言の二十六 其二十七 其二十八  
一 祭式緒言の二十七 其二十八 其二十九  
一 祭式緒言の二十八 其二十九 其三十  
一 祭式緒言の二十九 其三十 其三十一  
一 祭式緒言の三十 其三十一 其三十二  
一 祭式緒言の三十一 其三十二 其三十三  
一 祭式緒言の三十二 其三十三 其三十四  
一 祭式緒言の三十三 其三十四 其三十五  
一 祭式緒言の三十四 其三十五 其三十六  
一 祭式緒言の三十五 其三十六 其三十七  
一 祭式緒言の三十六 其三十七 其三十八  
一 祭式緒言の三十七 其三十八 其三十九  
一 祭式緒言の三十八 其三十九 其四十  
一 祭式緒言の三十九 其四十 其四十一  
一 祭式緒言の四十 其四十一 其四十二  
一 祭式緒言の四十一 其四十二 其四十三  
一 祭式緒言の四十二 其四十三 其四十四  
一 祭式緒言の四十三 其四十四 其四十五  
一 祭式緒言の四十四 其四十五 其四十六  
一 祭式緒言の四十五 其四十六 其四十七  
一 祭式緒言の四十六 其四十七 其四十八  
一 祭式緒言の四十七 其四十八 其四十九  
一 祭式緒言の四十八 其四十九 其五十

# 祭式要義

## 目次

祭式緒言の一 其二 其三

### 總括

一 祭事に就て重要な事ケ條

### 正體の理法

### 進退所作の部

立ちたる姿正の解

坐したる姿正の解

行歩の解

膝歩の解

起座 着座

一頁  
七頁  
七頁  
十九頁  
十一頁  
十二頁  
十二頁  
十二頁  
十二頁  
十三頁

把笏 正笏

笏の解説

立揖 坐揖

立拜 起拜 坐拜 拍手

拜の解説

揖の解説

### 修祓行事の部

稊の解説 其一 其二

麻の解説 大小麻、切麻、切木綿の事

鹽湯の解説 附、散米の事

### 本祭行事の部

御屏の解説

舞踏の解説

十三頁

十三頁

十五頁

十五頁

十七頁

十七頁

十八頁

十九頁

二十三頁

二十四頁

二十六頁

二十七頁

二十七頁

献供の解説 附、蓋敷、品目の順序、盛方、繰出方、撤供の事

奉幣の解説

祝詞奏上の解説

玉串の解説 附、神籠及八神殿の事

直會の解説

### 儀式の部

禊式次第の 一 其二 其三

祭式次第の 一 其二 其三

直會式次第

禊式列座の圖

本祭式列座の 一 其二

傳供係配置圖の 一 其二

直會式列座圖の 一 其二

二十九頁

三十四頁

三十六頁

三十八頁

四十二頁

四十三頁

四十四頁

四十四頁

五十頁

五十二頁

五十四頁

五十四頁

五十六頁

遷座式次第  
 神幸式次第  
 官國幣社勅使參向式次第 (参考)  
 小學校生徒神社參拜式次第 (参考)  
 玉串奉獻次第の解

拾遺雜觀の部

幣帛及幣串の事  
 三方及高坏持方の事  
 案及薦獻持方の事  
 起居と進退とに於ける足の事  
 膝行及屈行の事  
 跪居と龜居との事  
 昇階降階の事

六十七頁  
 六十八頁  
 六十九頁  
 六十九頁  
 七十頁  
 七十一頁  
 七十二頁

閉扉閉扉の事

捲簾の事 附襄帳  
 祝詞認方及奉讀の行作  
 奉幣式の行作及返祝の事  
 揖と拜との事  
 祝詞奉讀庭上式の行作  
 杵の事  
 帖紙の事  
 笏の持方及扱の事  
 衣冠着方の事  
 冠及烏帽子の事 附細の事  
 袴の事  
 列拜の事 附玉串献方の事  
 祭員の心得一括 附齋主と祭主に就ての注意

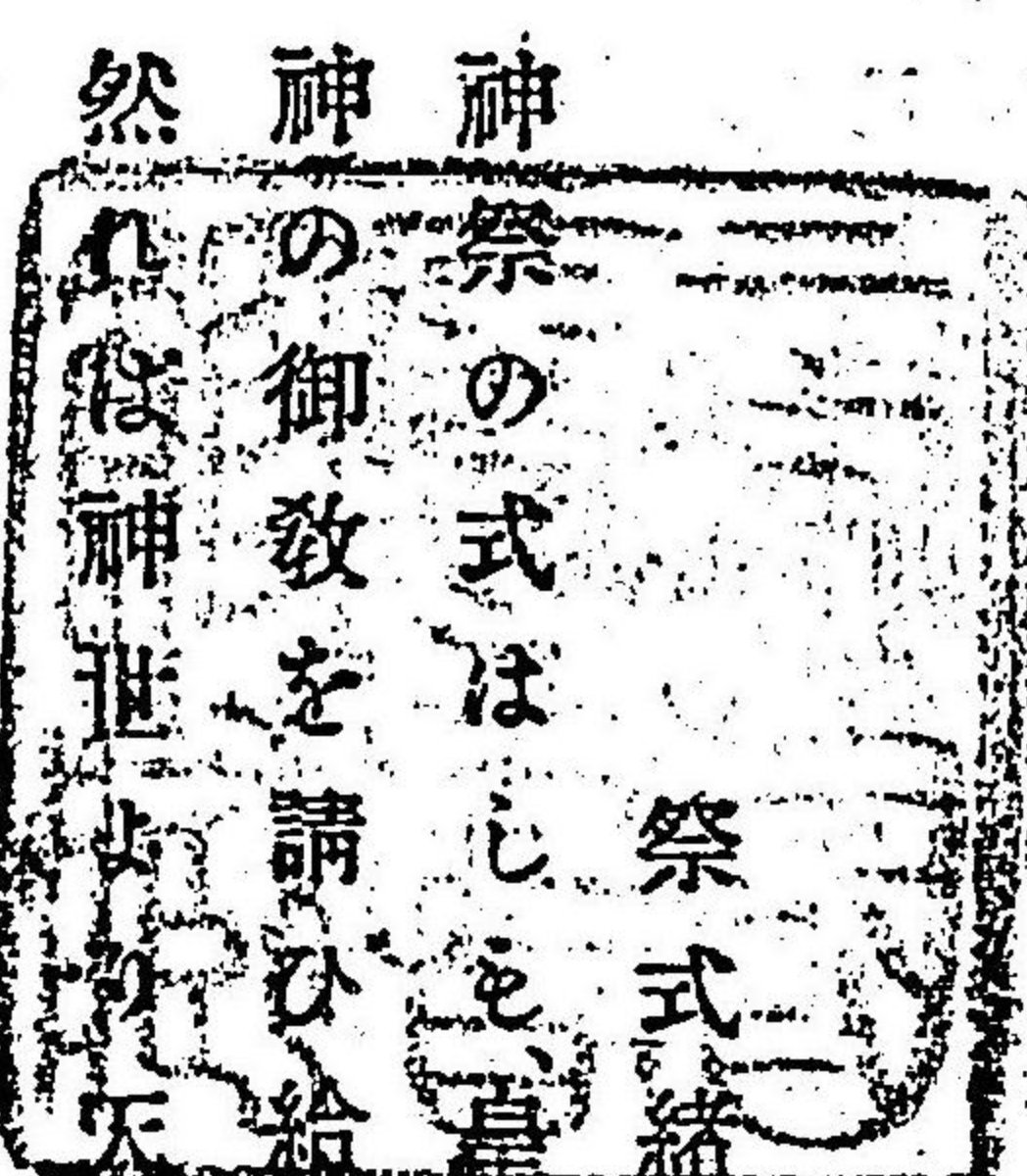
七十二頁  
 七十二頁  
 七十三頁  
 七十四頁  
 七十五頁  
 七十六頁  
 七十七頁  
 七十七頁  
 七十八頁  
 七十九頁  
 八十頁  
 八十三頁  
 八十四頁  
 八十七頁

附録 祭典式行列次第の事

武德祭祝詞	八十八頁
武德祭式次第	九十二頁
吊魂祭詞	九十三頁
吊魂祭式次第	九十五頁
葬場祭詞	九十八頁
葬場式次第	百頁
戰勝祈念祭式次第	百九頁
學神祭式及閉會式次第	百十一頁
結婚祭式次第	百十二頁
官國幣社神職任用令	百十四頁
府縣以下神社神職任用令	百十七頁
祭式要義目次終	百十九頁

祭式要義

宮川建雄謹述



祭式緒言の一

神祭の式はじも、喜産靈大神の大占の卜事以て、天御中主大神の御教を請ひ給ひしに起りて、最も禮の大なるものなり。然れども神世より天神地祇の祭祀をて政事の基本とはなし給へり。され祭政は一致にして、二ツながらマツリマツリの訓みある所以かりけり。元來祭祀の意は奉仕の義にて、顯世に臣子の君父に仕う奉るその如く、幽世の祖先に仕へて追遠のまことを表し、如在の禮をさゝぐるに外ならねば、是を稱して報本反始の道とぞいふなる。故に古より今に至るまで、上は

大朝廷にては皇祖皇宗の神々は申をも更なむ、宮中守護八柱の大神等を始め、御々代々に勳功ある神々をまつり給ひ下は八十氏人たのが心々その祖先ごもていつく神を齋ひ祀りて、年毎月並の禮代など怠るおさなかりけるも、祭祀は國家の大典にして、建邦の基礎ごなむ給へればなり。されば祭祀の禮それ忽せにまへきをのならんや。かゝて神前に仕へ奉る禮の狀は、鵝狀の頸根突拔ごいひ、或は鹿狀の膝折伏、其また鶉如す伊這ひ廻りなどありて、その拜み敬ひ奉るおご真心の底より出て來るぞ古式なりける。然はあれご、心こそは如何よ至誠にをあれ、その所業その振舞拙劣に見え式法にもかなはざりせば、おれを將まおこの禮ごし云ふへけんや、これぞの行事作法を練習せるの要ある所以なり。果

して進退度に適ひ動作妙用亂れずんば、即ち禮の實の舉りしにて、これより仕へ奉らん祭祀の始めて美しく、神明を天晴れご覽そなはし給ふらんご疑を入れじ。斯道の大家權田翁の曰く、知らずして其事を執り、知らずして其職を務む、神明に對し奉りて深く之れを恐ると、實に至言ご云ふへも、職に事に從ふ吾儕の諸子、服膺翫味すべきごごならずや。

全 緒言の二

祭式一致の必要に就ては、斯道大家の論旨に曰く、神は靈妙にして其明測るべからず、人の見るべからざるを見、人の聞くべからざるを聞き、人の知るべからざるを知る、此故に人見て美しごするものも、神未だよしご見給はざるものあるべく、人見て潔しごするものも、神未だ清しご見給はざるも

のあるべし、況して人見て善からずこそる事をや、神はた之れを何ぞか見給ふらん。衆人の作行一定ならずして、祭奠を仕へ奉らば、何を以て其行事を整ふべき、衆人の進退一定おらずして仕へ奉らば、何を以て其体裁を美にせる事を得ん、是れ予が常に恐懼する所なりと。實にこの如く団体事に従ふにあたりては、一定の法則なく、おのもく、乖々の状態をなして、己が任々これを行ひなば、果して祭祀の則の嚴整を欠き、混雜を來さんや、炳然かなり、而してその弊や惜ら盛式も爲に兒戯の嘲りとなり、外觀の醜体徒に衆庶の悔りを買はんのみ。斯くては社殿靈場の尊嚴を賤しき、民地堂屋と何を選ばんや、即ては果に神明の御稜威を汚損し奉るの恐りとなりんか、と論なし。

(神は人の敬に因て威を増し、人は神の徳に因て運を添ふ、また神は非禮を享け給はずともあるをや)

さては神を敬ふの本旨に叶ひ難かるべし。職を奉ずるものその任務の重きを思ひなば、戦々競々薄氷を踏むが如く、深淵に臨むが如く、心すべきわさならぬや。

### 全 緒言の三

往時を顧みすれば、祭政一致の上世には、別は神官といへるを置れず、執政の臣即て神官の事を執りき。祭政漸く分るゝよ及びて、神官の頭神祇伯或は神祇長上などの名稱を出て來れると共に、白川、中臣、齋部、下部吉田の四家、専ら神祇祭祀のことを世襲したりしを以て、世に之れを神祇道の四姓と稱せり。中世以降に至りては、白川、吉田の二家頭領として全國の神職を分管し、略一定の趣の下に各その祭典儀式を指導しつゝ、許々良の星霜を在り經て、明治維新の大改革に及

べり。おはいとも驚くべき改革にて、政治上の破壊と共に、在りしある世の中の秩序禮典儀式は、餘さず漏さず破壊し去るゝの極までありき。爾來政治の方面は、いさいと圓滿なる新美政を布かれしに引き替へて、禮典儀式に至りては尙依然としてそのまゝに補はれざりしは、返すくも慚れたきことにはぞある。然ほあれ共、この欠點は御國柄として何ぞか補修れずして可ならんや。いまし幸に皇典講究本所は、禮典調査會を設けて禮典の調査に従事せられ(神宮奉齋皇學館にも禮典部の設置あり)殊よは年毎講習會てふものをも開かれ、諸國にはまた皇典講究分所あり、或は神職合議所、神職管理所等、府縣によりてその名稱おそ異なれ、かゝる團體のあるありて、各々孜孜彌が上にも改善の法策を講明せられつゝあれば

實に斯道にこりては所謂死地に活路を得たりとも云ふべからん、あな喜ぶべく賀すべきおこゝもならずや。かくしあれば世の神官神職として、禮典儀式の宗元者たり指導者たらんものは、宜敷くおの機を逸せず、諸共に奮起一番以てその責任を全うせん程こそ冀はしけれ。

總括

第一 祭事に就て重要な十ヶ條

第一 至誠

第二 清潔

第三 嚴肅

第四 注意

第五 鄭重



- 第六 規 律
- 第七 謹 慎
- 第八 堪 忍
- 第九 深 切
- 第十 機 轉

祭祀に従事せんには、宜敷く前掲の十ヶ條を腹中に歎むるを肝要とす。この十ヶ條を綜合して、始めて敬の本躰を表白はすものとす。故に敬はこの十ヶ條の歸納的に保合せられたるもの、十ヶ條は其の敬の演繹的に分解せられたりとも見るべからんが。左にも右にも能く其れを暗んじて、敬の本心を固め、進退動作を習練の上、運用自在以て仕へ奉らば、大殿内に御座す神明も、いと美しと見そなはし給ひなん。假令

これには如きありとも、先づ以て過失なきに幾からんか。

二 正體法 一に胴作りと稱す

正體は劍法とた禮法にも胴作りと稱して、凡て進退を學ぶに第一心得べき事とす。これ容儀を正しくする根本なればあり。己れ嘗て小笠原流に傳ふる躰用論によりて斯道の大家小笠原清務翁講 此れを祭式教習に應用せしに、頗る利ありしを覺えき。因りて今その要點を撮みて茲に參考と供せん。

曰く五体其本を正しくすれば、末自ら直し、臍を張る心にて腰を居うべし、胸も心在れば落着きて体備はる、若し腰すはらざる時、胸に放心を、故に腰は本なり中なり腰よりして、胸々より肩々に付きたる肘々も付きたる手先きなり、又腰よりして股々に付きたる脚々も付きたる踵と、一身

の内先つ本末を分ち、その本を直くすれば、その末なる筋骨は自ら直かるべし。

又曰く躰は心を主とし、四肢は躰を主とす。

又曰く心實して後外に求むるを本理とす。茶道にも茶の道は心のわざにして手

の技にあらずこゝろ法を得れば手自ら但し稽古を後にして理論は道に叶ふといへるも理は一なり

かりに拘はる時は、其藝熟達せず、又曰く初心の人は極めて態を大きく仕習ふべし、功の積るは随ひ態は小さくなるものなり云々。

吾人の祭式に於けるをまた六の理に外ならねば、祭事を習はんと欲するものは、此の條を熟讀翫味して、須く實地に習練の功を積んことを要す。されば其堂に至らんを敢て難からざるべきを信す。

### 進退所作の部

立ちたる姿正の解

兩足を齊へ但し交角に開く躰を正しくし、腰を居る、腹を充て、肩

を平にし、頭頸を軽く直くし、臂を張らず縮めず、手は力を用ひず押しつけず、掌を少しく凹むる心をちにて、指の廣

かり離れぬ様、和かに帯の下に附け、面前凡う二丈ほどより

着目すべし。

坐したる姿正の解

坐しては膝間尙片膝を入れて餘りあるほどは開き、面前

凡そ一丈ばかりより着目すべし、他は立ちたる姿正に毫も

更らじ。

行歩に於ける解

左右を回顧せず、歩を運ぶに膝を折らず、踵を掲げず、緩急なく、蹴躡なく、体幹を動搖せずして行歩すべし。凡そ盤半盤を踏ぬ様に前へ屈み、後へ反り、或は大足より歩み、足音の高き等は非禮なり。朝野群載に除歩之時、不屈其體、直立凡て右へ廻るは順にして、左へ廻るは逆とせられど、おはその坐席の都合より従りて一定し難ければ、一様ならじと心得べし。

歩行に徐歩、逆行、止立、左右折、左右回轉などあり、そは實地に就て其別を知るべし。

膝歩に於ける解

膝進は先づ跪居して左を前きよ、左右左と二歩半進め、次に右膝を半歩進めて一齊にするを法とせ。また膝退は右を前きよ、右左右と二歩半退け、次よ左膝を半歩退けて一

齊にするなり、而して進退とも餘り體の搖れざらん様にすること肝要なりとす。膝歩にも左右折、左右回轉のあり

起座よ進と退とあり、また着座に座前よりあると座後よりするとの二様あれど、委細は實地作業よ就きて知るべし。把笏また特笏とを稱せ、これに取方、置方あれば習ふべし。元來笏は軀を正しうするの具なれば、着座行歩等常に右手より持ちて、眞直に帶の下邊に附くべきものこと。又正笏といへるは拜、揖などの時、兩手より持てるにて、是ぞ把笏中の正式なる。委しくは實地によりて心得べし。

笏の解説

和名抄に笏音忽、俗云尺、手板長一尺六寸闊三寸厚五分也と見ゆ。その創製は支那にありて、皇國よては彼の衣服の

制を採用せらるゝに至りて傳來せしなり。されば孝徳天皇の大化年中より始り、初は三位以上、名神の神主及び禰宜、祝のみ把笏ヲ預る例なりしを、後ハは五位以上なるか若しくは特例を以て許されたる者、皆把笏するに至り其を後世ハは遂ハ一般ハ把笏することに至りぬ。衣服令の定むる所によれば、一品以下五位以上牙笏、六位以下初位以上木笏なり、その寸法形などは後世ハ至りて種々となり、家々ハ家法方式などありたるが如し朝野群載に臣下の笏として擧げたるを見るに頭軀半月の如し頗左右の角を摩す楛目は非なり板目を以て善とす長一尺二寸厚サ三分天濶サ二寸七分地濶サ二寸四分など其他諸様あり中古以來は禮服の時にのみ牙笏を執り、常に木笏ばかりミありぬ。而して笏をサクと稱することは、雍州府志の中に笏音倭音與骨同、故忌之爲尺音且以笏量物之長短故

借尺音用其義、また箋注和名抄にも、舊説笏無倭名其字音如骨、以有嫌屍骨之名、改呼尺也云々ミありて、笏の音の骨に通へるを避けたることは皆同じ。所謂サク、シヤク、ミよめるは讀みくせなりミ知るべし。

揖に 立揖脊の揖坐揖の二一ありて、これに各深揖、小揖、小揖小揖は閑揖閑揖はもた淺揖もいふの別あり、こは小敬禮の義なり。

拜に 起拜、立拜、坐拜坐拜は、居拜ともいふ、また老人拜、婦人拜の名ありの別ありて、これに再拜、兩段再拜兩段再拜一に八度拜四度拜を二度することにて、こは神宮に行はるゝ由なり、宮内省にも行承るゝ、等の目あり。拜は元大敬禮の義にて、掛ミは大なる相違あれば、心して誤るべからず。而して右に伴ふ拍手等のことは、實地作法によりてその委曲を知るべし。

拜、拍手のことは古書にも種々に見えて、一定し難けれ

ばにや、先進たちを拜に一拜、再拜、三拜、四拜、あり、又一段拜、四段拜、再拜、兩段、あり、小拜あり、拍手に一段、兩段、三段、三度、四度、あり、又短手あり、八開手あり、然るて八度拜を、兩段再拜とすと云ひ、又拍手四度、々別八遍うつを八開手と云ふなどありて紛はし云々、疑ひ置れたりき。大嘗會便蒙に、拍手は手をうつなり、但常の拍手は二ツづゝうつ計なり、此の時の拍手は四ツづゝ八度合せて、一人の拍手の數三十二なり、是を八ひら手といふなり、又太神宮儀式帳に、四段拜奉、互八開手拍、次短手一段拍、互一段拜奉、亦更四段拜奉、互八開手拍、次短手拍、互次一段拜奉、然罷出、外宮後に、直會被給畢、後手一段拍など見ゆ、古事記傳に、荒木田經雅神主の説を引證せられて論は

れたるをあれどいこながければこゝには略す、續きて見るべし。

拜の解説

拜は拜禮を熟字して、邦語ヲガムと訓す。ナガムは元、ヲロガムの略語にして、ヲロガムは折れ屈むの義なり、こは敬禮の極、古語に鹿白物膝折伏、鶴白物頸根突抜といへるは、蓋し拜の形狀にて、後押小路内府抄に、其拜禮、先折腰、隨下首引、笏並手下次第引下、(如揖時)頸以下爲善折腰、後即突左膝、次突右、居入拜、云々あり、これ拜の作法なれば、これによりてその大略を知るを得ん。

揖の解説

揖は揖讓と熟して、井ヤビ、井ヤブルの義、と推讓の意よ

り起れりといふ。作法中にて、尤大切なることは、新任辨官抄に、公卿辨官作法只在揖と見えたるにて知らるべし。然れば揖は、着座、起座就列、離列、登階、下階、脱沓等皆揖を行ふこと古例にて、作法中最數多し。而してその作法は之も後押小路内府抄に、揖時不垂面頸ウツブカズ折腰計不龜膝又引笏事隨面下笏頭並手本等引之頭與笏頭並手本也。二次第ニ下ル以相同爲善起揚時又同之笏頭與頭起揚同也。但聊起揚時早速也。雖然不可急揖而屈腰之間二息也。一息謂出入乎拜ハ三息也。又揖了後聊下笏手本是解揖儀也。こあればこれにて大方は知られたれど、尙實地作業によりてその委しきを知るべし。

修祓行事の部

祓主たるもの、心得及び大麻、鹽水、散米等その諸行事作法は、宜敷く實地に習ふべし。

祓の解説

一

祭祀には必ず先づ清祓の事を行ひて、供饌物は更なり、祭官參列員の類凡てを祓ふべきものこそ。而して一定の祓所なくんば、便宜の處にて之を行ひ、決して神前にて爲さへきものに非ず。かくて本儀よは神籬を起し、降神を行ひて之を修し、或は降神を行はずんば遙拜とし、略儀には何れの處までも、自祓れ詞を唱へ、小麻を以て拂ふをよしとせ、是れ汚穢を避け、不祥を忌み、清淨以てそれ祭儀に疎漏過失の莫らんことを欲すればなり。凡そ身、汚穢に觸れし時は禳を爲し、心、罪惡の念を起し、又は誤て罪を犯し、時は、祓を修してその穢惡、罪科の念を解除して、身心を潔白

ならしむるは古來の法なり。かれ伊邪那岐大神の黄泉國の穢れに觸れて歸りまし、時、海水によりてその御身を洗ひ潔め給ひしは、所謂身曾岐の根元にして、また須佐之男大神の千座置戸の祓ひを仰せ付けられ、髮、髯、手足の爪に至るまで、祓つ物としてその罪咎を解除せられ給ひしは即ち祓の業の元始めとはなりにけり。されば、祓ひには、自ら心身の汚穢を厭ひ嫌うて爲まものご、自らは心付かざれど、他より餘儀なくせられて之れを行ふものとの二種あるまごを知るべし。然れどもその過ちを改めて善よ遷るといふ本義に至りては、何れも同じ事なり。そは祓ひはもご洗ひご云ふ詞ご相通じて、身に附きたる穢れをも祓ひ落とし、心の汚れをも洗ひ濺ぎて、潔くするわざなれば

なり。而して祓ひは固ご御國に於ける刑罰の根源なる事をも併せて知るべきなり。尤これを以て、法律の始とするは、附會に近されどもその委しき知らんには、近藤芳樹翁の標注令義解開題、横山由清翁の刑法志略等看るべし。

其二

大祓は百官以下臣民一般の爲、罪穢を解除せらるゝ古儀の公式にして、神武天皇中州を平定し給ひし後、天罪國罪を祓はしめ給ひしを始め、神功皇后の群臣百僚に命じて國中の大祓をなし、躬ら神主となりて神祇を祀り給ひしなど、古來國史に見えたるもの數ふるに違あらず。文武天皇大寶の制には、六月十二月の晦日にそを行はせらるゝ事を載せられ、其後著しき沿革變遷あり。中世以降は僅にその形を存するばかりとなりしを以て、明治維新の後四

年六月に至りて舊儀に復し、更に多少の改正を経て現時

の制とはなれるなり 明治四年六月廿五日太政官布告曰大祓の儀從前

一社の神事と相心得本儀を失ひ候に付今般舊儀御再興被 此日各地方

も適宜の祓處を設け、地方官吏及び管内人民一般のため

に該式を行はしめらるゝ、夫とは、皆人の知る所をれど、さ

て畏き宮中にては如何といふに、賢所前庭の神樂舎を用

ゐて、午後一時卅分祓所の鋪設をなし、祓物等を具備せら

れ式畢つて掌典御贖物を護送し、濱離宮に參向して之を

海中に流し却らるゝ御例なりとぞ承る。公事根源に曰く、

大はらへといふは、百官おとゝく朱雀門にあつまりて

祓をしはべる也。六月十二月二たゝびあり、天武天皇の御

時より始まる。解除は觸穢などの時もあり、神事を行ふ時

は臨時にも常にあれども、おの大祓は百官一同にあつま

りて祓をするなり云々、これにて其要は知らるゝならん。

麻の解説 大小麻、切木綿、切麻の事

ぬさとは凡て神に手向くる物を云ふ。祓のぬさはも、罪

穢を祓ひ清め給へとて、神に奉るものなるを、夫れに麻を

多く出しゝが本よて、罪惡を祓ふべきものよは非ざるを、

何時の頃よりか轉じて貞觀儀式、江家次第、なごよも切麻

を願つ、また大麻を行ふなどある如くなり來りゝものご

見えたり。而してぬさの義は祈麻（マカヒ）の約なりといへるを按

ふに、古へ麻をフサと云ひ、万葉に幣をよめるなごもあり、

古昔は絹布等を櫛の枝または串に着けて獻るを總てマ

サと云ひ、中世草紙を短く切り、旅行の時嶺の神よ打播き



て奉れるを、切木綿また切麻といへり。故に旅行には皆必ずこれを袋などに入れて携へ行くよし、諸書に散見せり。實に峠の名は手向の義より出でたる事なるをや。また小麻は細き四角なる木串の割りかけ、葎及四垂紙を挿みたるをのにて(或は紙ばかりなるもあり)衆員を一時は拂ふものにあらず、各自よ之を執りて拂ふべきものをふるよしは皆知る所なり。切木綿、切麻もこれと同じく、各自よ執るべき物にて、是は二季の大祓に行ふ、而して大麻行事あらば小麻は用おぬ勿論なり。又切木綿、切麻を用ゐて、大麻、塩湯を行はざるもあり。

塩湯の解説

附散米の事

六は古く江家次第などよ、持鹽湯、灑鹽湯、また用鹽湯と見

え、大神宮年中行事よ、御塩湯、小土器、人白塩、以柳枝、獻之といひ、古老口實傳に、桃柏塩三種合以爲湯、也以柳枝等拂灑之、様に種々見えたれども、その本源は、凡て伊邪那岐大神の身禊の故事より出でたるよしとなれば、塩水を用ゐるよしを本理なるべけれ。故よ然は云ひ慣はせざ、全く塩水と心得へし。さて此の行事、社によりては大麻のみと聞ておを用ゐざるもあり、實よ遺憾なることならずや。寧ろ大麻よりおの方なるべけん、神社祭式にこをとられざりしは、それを如何よぞや。かしおけれど宮中に塩湯はなくして、散米御行事のありとかやうけたまはる。散米は日向風土記に、天孫降臨の時、俄よ天闇くなりしを土蜘蛛の教よよりて、稻千穂を投散し給ひしかば、忽よ晴れたりし事

あるを、これが起りとせるもあれど、夫れ或は然らんか。貞  
觀儀式大殿祭の條は、御巫等散米酒木綿於殿内、四角云々  
また同祝祠の本注は、以米散屋中といふ事を出てたり。か  
にかくに、稻を粃のまゝ細かに切り、間内はまき散して魔  
物また不淨を拂ふなり、故は打播きと云ふごあり。されど  
後世は精米を用ゆるふとよなれりけり。紫式部日記、今  
昔物語等に見えつ。

以上被之事了らば齋主、祭官順次に立ちて神前に進み、本祭  
に移るべし。

### 本祭行事の部

その行事としての開扉、閉扉、警蹕、獻供、撤供、奉幣、祝詞  
奏上、また玉串の献り方直會式等の事は實地作業に

よりて委細心得べし。

### 御扉の解説

こは両方より締るものにて、一に唐戸と稱する由なり。或  
説に曰く、上古の宮社また家屋には扉といふものなく、必  
ず絹を垂れて置けり、これを辰、戸張、といふ。そは現は伊勢  
神宮も扉といふはなくして、絹を垂れたかるゝを見て  
も知らるべし。京都邊の家屋の入口に暖簾の懸り居るは、  
即ち此の辰の遺風なり云々、この説或は然らん。参考ま  
でに記し置く。

### 警蹕の解説

東漢記に、王者至尊出入則警蹕して行く、また大嘗會便蒙  
は、警蹕は先をたふと訓じて、天子出御の時など、人々つゝ

しめよとのいましめに、近衛の將聲を上げてをゝゝこよばるゝなり云々ごあるなどを見れば、これ敬禮の制し聲なり。神前には開閉扉の際も用ゐて衆人を警す降昇神渡御もまた然その音閉扉の時は始めを細く、次第に末を太くすべく閉扉の時は始めを太く、次第に終りを細くするものこと。而して二員左右より出で、奉仕せん時は、一聲を以てし、一員にて奉仕せんときは三聲を發す。太神宮年中行事に、以、笏琴搔三度々毎警蹕をあれば、諸社にてをこれに準じ、彈琴(管搔)を加へて奉仕するを、最もよしとす。さて警蹕の發聲は、初め口を塞き、「ウチー」後に稍口を開きて延べ唱ふるを法とす。因よ云ふ、その音伊勢は違はざれど、宮中にては鎮魂祭の御時は「ケイヒー」新嘗祭の御時は「チーシ

」と唱へらるゝ由にうけたまはる。

### 献供の解説

こは祭祀に尤大切なる箇條なれば、聊か冗長にわたれど、殊に未項まで記せり。そは従事者の注意を促さん爲にこそあれ。

神饌を献るは祭典中の要旨なり。彼の式此の行事など種々あるを、皆おれにつきてのわざなれば、殊に恐敬の誠を捧げて、その作法を嚴重にせずばあるべからず。されば此を奠する傳供長たらんものは、最を坐作進退に熟練なるを要す。また傳供員に至りても授受の體裁を損むべからざるは勿論なりと心得へし。かくて神饌は如何なるものを調備すべきかといふも、古來生と熟との二種ありて存す。熟饌は多く古式の祭奠も献るも、普通は生饌を以て

する方にて、その品目は祭事より依りて各異なるが如し。故に普通は先づ神社祭式より、和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、塩水等を供ふべき由の制規もあれば、おれより準ふを至當なりとす。この外各地の名産等を副へて獻るは尤も宜しうらん。要は只腐敗し易き物または異臭ある品は成るべく避け、清潔新鮮の物品を撰擇して用ゐる方然るべき事とす。

附 臺數の事

神社祭式より定められたる官國幣社神饌の臺數は、祭儀よりて各同じからざるも、先づ八臺より二十臺迄の規定なり。されば各社より於てもおれより準じ、その祭事の大小を計りて、豫て臺數を定め置くこと必要ならん。最も氏子等

より特に進獻の珍品佳物あらば、臨時例外として供ふるを妨げなし。

全品目十二臺の例

- 一 洗米、二 酒、三 餅、四 海魚、鯛、鮭の類、
- 五 川魚、鯉、鮒の類、六 野鳥、雉子、山鳥の類、
- 七 水鳥、鴨、雁の類、八 海菜、昆布、海苔の類、
- 九 野菜、人参、大根の類、十 菓、栗、柿、蜜柑の類、
- 十一 作菓、製り果の類、十二 鹽水、

而して十一臺の時は野鳥、水鳥、何れをか省くべし。十臺の時は鳥を省き、九臺の時は作菓を、八臺の時は餅を省くこと、知るべし。以上省略は賢所の御風なりと承る。

全配置偶數之例



を神前より向けて供まへし。以上は宮中の御例に則れるなれば、之より従ふを然りとま。さて盛方を了りなば、假案に饌物を備へ置くに、先づ供進の順序を正し、次は傳供人員の奇偶の數を計らひ、奇數の時は饌臺を常の如くし、偶數の時は前を後に向けて置くべし。然せば獻奠の際、その前後を認ることなく、授受の体裁もまた自ら美はしからん。是れ亦の注意を要とする所以なり。

## 奉幣の解説

幣は「ミナグラ」と訓じて、亦は御手向座の約りたるもの「ク」は物の置所をさしていへる語なり。さて奉幣とは、幣帛を進獻するの義よて、中古以來いまも諸社より行はるる奉幣式あれなりとま。即ち紙を串に垂れたるは、舊く布帛等

を串に挿みて獻りし本儀の略儀となりし遺制なりと知るべし。幣はかく神へ奉る物なるを、後世神前に立置て、參拜者に載かするは、甚じく轉りたるものなる事は先哲たちの論はれたるが如し。

そは延喜式の制度にも、その神社または祭儀によりて各一定はせざれども、絹、緇、木綿、絲、綿布等實物の調進あれば、蓋し古を伺ふより足らん。神社祭式は奉幣の式にて別になりしは、御幣物奉獻の儀あるが爲あり。而してこの幣物今の料金よりなり居りて、即ち官幣社は陛下の御文庫より、國幣社は國庫より支出せらるる定めなりと承る。因にいふ亦たび府縣郷村社の末より至る迄を、その重なるむきへは各々、幣饌料を供進せらるるの事としなれるは、これなん神社崇敬の道を、廣義に發展せられしにて甚と賢く、實は明治美政の數の其一つとて申べきなれ。

## 祝詞奏上の解説

祝詞は常「ノリト」と訓ずれど「ノリトエト」と云ふぞ正しき。即ち宣り説き言の略あればなり。こは岩屋戸の前にて、天兒屋根命の宣りまじゝを以てその始めこはなまをさて祝詞の奏上法を如何といふに、神代紀を按ずるに、天照大御神の天兒屋根命の稱辭を所聞食して、頃者人雖多請未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>此言之美麗者也と詔玉ひし事見ゆれば、清朗明晰極めて美音に奉讀すべきは勿論なりとを。されどこは人毎頗る難事なれば、よし美聲ならねども旨意確實明瞭にして、至誠言外に溢れなば足りなんか。要は慎重に敬意を失はざらん様、音を正うし、句を明にして、奏上然るべきなり。尤も古代には宣命譜といふものありて、宣命を宣るにも

各巧拙あり、人々努めてこれを教習したる由、國史に見えたり。祝詞の本來これと異なれども、延喜式を見れば、神明に白き詞を以て、直に諸人にも宣り聞かせたる等、今も祭祀の形状また祈願の主旨を、神に聞え上ぐると共に、參集せる衆人にも宣告して、其を満足せしむるが如き例しなきにもあらねば、古への奉讀法は傳はらざれど、宣命こさしたる相違おかりしならん。左に右も努めて習練をへき必要はあるものとを。而して古書も微音また聞ゆる程よなどありて、必竟微音を可としたるを、元も謹慎を主としたるより起れるにて、餘りに高聲を發すれば自然喧騒は流れて、敬禮を失ふ慮れあればなるべし。實に注意すべきことなりかし。さてこの式の祭儀中の主眼なれば、最を

容儀を嚴かにし、極て動作を靜よせんこと、心得おくを肝要なりこと。

因にいふ大家の言に、諸社、開閉扉は祝詞の式あきは如何に、神明赫々として殿内に御座を、何ぞ告げ奉らずして御扉を開閉せしむることを得ん。若し告げ奉らずして御扉を開閉せば、その禮何所にかあらん云々、實に理りなる論ひといふべし。されば之に従ふを善とはすれど、祝詞はもと口上の覺書に過ぎれば、かゝる簡短ある事は宜しく心中にて祈念すべきなりと考ふ。

玉串の解説 附神籬及八神殿の事

「たまくし」は手向串の義よて、こは普通賢木の枝に木綿を取り垂たるをいへり。さて神代紀を按ずるに、天照大御神

の天岩屋戸に隠り坐し、時に、太玉命の天香山の五百箇眞坂樹を根掘じにして、上枝には八坂瓊の五百箇御統の玉をこりかけ、中枝には八咫鏡をこりかけ、下枝には青和幣、白和幣をこりかけ、八十玉串と捧げて仕へ奉り賜ひしぞ其始めなりける。即ち諸社に行はる、奉幣式は、蓋しこの遺法と知られたり。普通祭儀は、玉串拜禮を行ふを以てこの式を省けり。官國幣社に此の式の行れざるは、御幣物奉獻の儀あればにて、幣物即て玉串なれば、意義は相同じきこと、知るべし。こは前よをいへり。さてこは神の御魂を寄せまし、神籬よ通へるふとあり、そは神の枝よ垂れを着け神憑木とするものと全く同じければなり。神籬はもと神室木の約にて神は「ユモル」の由、木は



城なりとあり、こは皇孫瓊々杵尊の天降りませりし時、高皇産靈大神の、その神靈を齋ひ籠めて、永く皇祚を護るべく宣ひて、天兒屋根命、太玉命、二神に授けたまひしと起れり。是れぞ神祇官八神殿のそをく、其の始めなりける。因に入神殿の事と就いて少しく云はん。神武天皇の都を畝火檀原と定め給ふや、皇天二祖の詔旨に従りて神籬を立て、高皇産靈神、神皇産靈神、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、以上の八神を齋ひ奉りて、深く崇敬の禮を盡し玉ひしより、御代く大と更らざりしが、應仁の亂以後、宮中よりこれを神祇伯白川家と遷せよと、なれり。さればこれより朝廷までは祭祀り玉はざりしを、時勢なれば止むなむ。而して同時神祇

の副たりし吉田家をも八神殿あり、こは私祭のにて、正式ならざりしなり。されど王政復古後、合併して現今は賢所の左殿に、同じく陛下の御親祭を享け給ふも、最も長くまた尊くなん覺えられける。

### 直會の解説

こは續紀に猶良比豊明トヨアカまた式と直相と書けれども、ナホラヒと訓ずべし。即ち祭後に神饌を撤し、各々飲食をるこにて、その法方は神供の撤品を料理して、等分に配當するものあり、或ハ米酒のみをあり、尙略せんには神酒のみ戴くもありて、一樣ならず。そは各社の適宜たるべし。但し直會殿なくんば、便宜の所に座を設けて、祭服のまゝ、之を行ふを本儀とすれど、略儀には便服に改めて行ふもよし

尤もその前に直會の神事にて、神饌を獻り祝詞を白き儀式をあれど、くたくくければそれまでは得いはず。さて神社祭式には、直會の式にて別に見ゆざれども、茲に皇典講究所制定の本式に依りて、その大方をいはんに、先づ一同の着座定まるや、配膳役たらんもの、上席より次第に饗膳を配置し了り、後盃を勸盃役たらんもの、前より差出を勸盃役之を受けとり、扇面よて盃中を掃ふこと、兩度にして、行酒役に酒を盛らしめ、自ら起つて齋主を勸む勸盃役は所謂亭主役なれば、必要の外亂りに坐席を立つも、齋主拍手一次して、呑み畢れぬにあらず、立つは最終と心得べし。ばまた自ら行酒役に酒を盛らしめて、次員を渡す、次員を拍手一次、呑み了れば、順次如此して別盃もて二獻三獻も及ぶ奉幣使參向の場合若しくはそれならずとも、兩席ならば左右同時に上首より行ふも、其宜しきに從ふべし。

但し二獻三獻の一獻と異なるは、己れ盃を受けたる後に、行酒役酒を酌むの相違あるのみ。又二獻了れるの時、配膳役一人出て、勸盃役の前に進み、御箸の一聲を唱ふ、列座聲に應じて御飯に箸を懸くるの儀あり。而して三獻畢らば、箸を拂ふべし、され元を復するの謂なり。後下座より退膳、一同退下、尙その委しきは實地に就きて知るべし。

### 儀式の部

祭儀式を分ちて大祭、中祭、小祭の三を。神社祭式にも年中、祭祀の中、大祭一度を以て例祭と稱すことあれば、即ち各社に於ても年度の恒例祭を以て大祭とし、月次臨時の中祭を以て中祭、小祭とすべし。而して臨時祭と雖も、遷宮式の如きは重き公式の祭典なれば、大祭の式に準じて尤

も嚴肅に事をこるべきは勿論なりとす。右の外神社昇格等の大儀もまた同じと知るべし。こゝに祭式の次第を示せば左の如し。固より取捨折衷宜敷きに從ふは論なれども、その故例舊式あるもの、外、先づ普通之に準ふを然りこせ。

祓式次第の一

先 祓詞を讀み小麻を執つて自ら祓ふ或は散米

祭式次第の一

先 着座

次 獻饌

次 祝詞

次 拜禮

次 撤饌

次 退下

以上

祓式次第の二

先 祓詞を讀み大麻を執て祓ふ

次 塩湯を灑ぐ 或は散米

祭式次第の二

先 着座

次 開扉

次 獻饌

次 祝詞

次 玉串拜禮

次 撤饌

次 閉扉

次 退下

以上

祓式次第の三

先 齋主以下祓殿の座に着く

次 鋪設係新薦を敷く

次 案係大麻及塩湯を載せたる祓具案を定座に置く

次 鋪設係軾を敷て祓座を設く

次 祓主祓の詞を奏す

次 祓の座を撤す

次 大麻係大麻の事を行ふ

大麻行事は神饌を先にし齋主以下各自別に祓ふを本とすれど祭祀に遅るゝの慮れあらん時は適宜數人を合するも妨げなしされど重き役のみは別にせんことを要すまた塩湯も同様と心得べし

次 塩湯係塩湯の事を行ふ

次 祓具案を却く

次 敷薦を却く

次 齋主以下退座

以上

祭式次第の三

先 齋主以下進みて祭殿の座に着く

次 齋主副齋主昇殿御扉を開く

警蹕警蹕の條參看 奏樂 一同平伏

齋主起拜兩度して心中開扉の事を奏上す

次 新薦を敷く

次 神饌案を進む

次 神饌を獻る 此間奏樂

(調饌師神饌所に入り傳供長以下傳供員神前に進む之を上臈立と

いふ献奠了て下より退く之を下臈引と稱す

次 奉幣座を設く

次 副齋主幣帛を奉る 幣使左側に從ふ

行事了らば幣使進みて幣を受けて神前に献り復座返祝の儀あり

次 奉幣座を撤す

次 祝詞座を設く

次 齋主祝詞を奏上す 一同平伏 祝詞奏上解説の條參看すべし

次 祝詞を撤す

次 玉串案を安ず

次 齋主玉串を獻りて拜禮

奉幣使參向の場合はその拜禮齋主の前たるべし

次 副齋主以下齋部一同拜禮

町村吏員氏子惣代等參列せばその宜しきに從て拜禮すべし

凡そ玉串拜禮に數様あれど後條に云ふべし

次 玉串案を却く

次 幣帛神饌を撤す 此間奏樂

傳供長以下上臈立神前に進み撤饌了て上より退く之を上臈引

と云ふ

次 神饌案を却く

次 敷薦を却く  
次 齋主副齋主昇殿御扉を閉づ 此間奏樂

諸式開扉の時に同じ

次 退下

以上

直會式の次第 直會解説の條 参考すべし

先 齋主以下直會殿の座に着く

次 直會の詞を宣そ 直會詞略す

次 饗膳を配す 但し上座より

次 勸盃御酒一獻

次 全 二獻

次 御箸の儀ありて一同箸を立つ

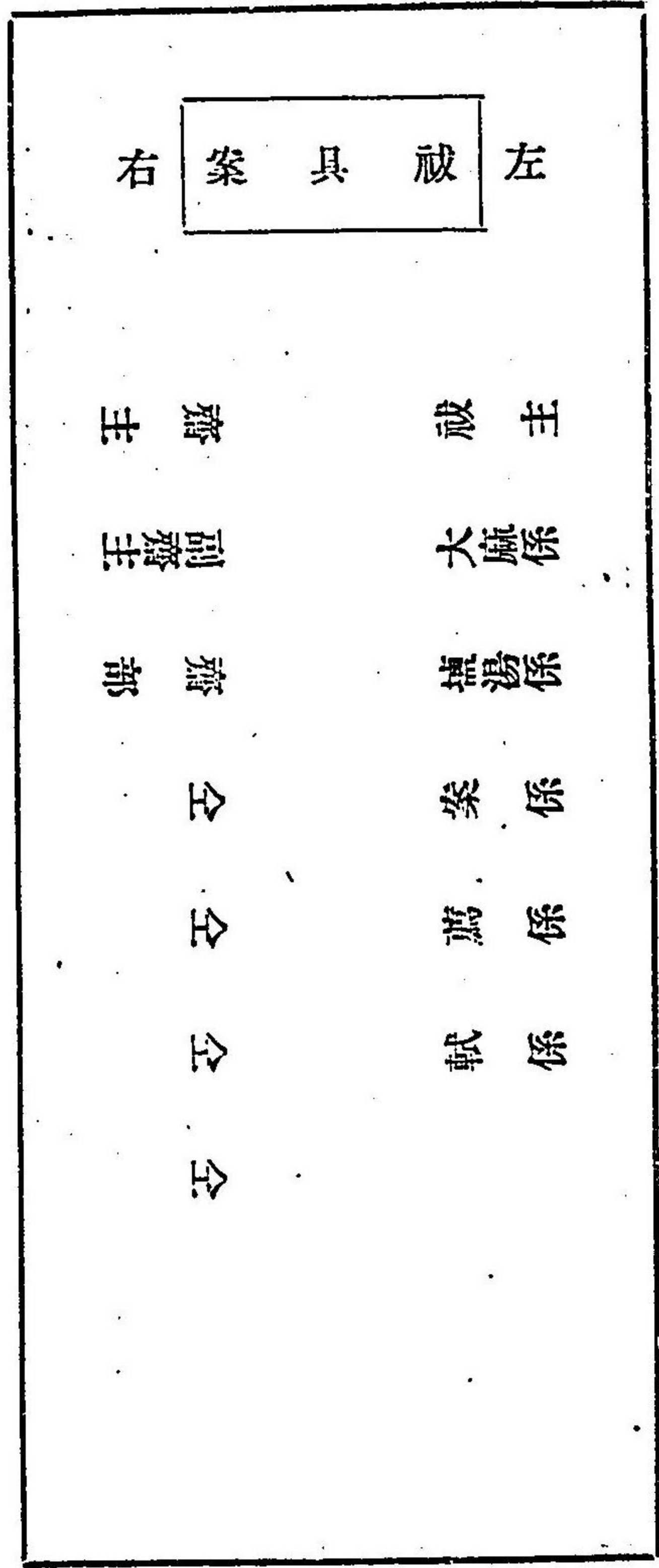
次 勸盃御酒三獻畢て箸を拂ふ

次 退膳 但し下座より

次 退散

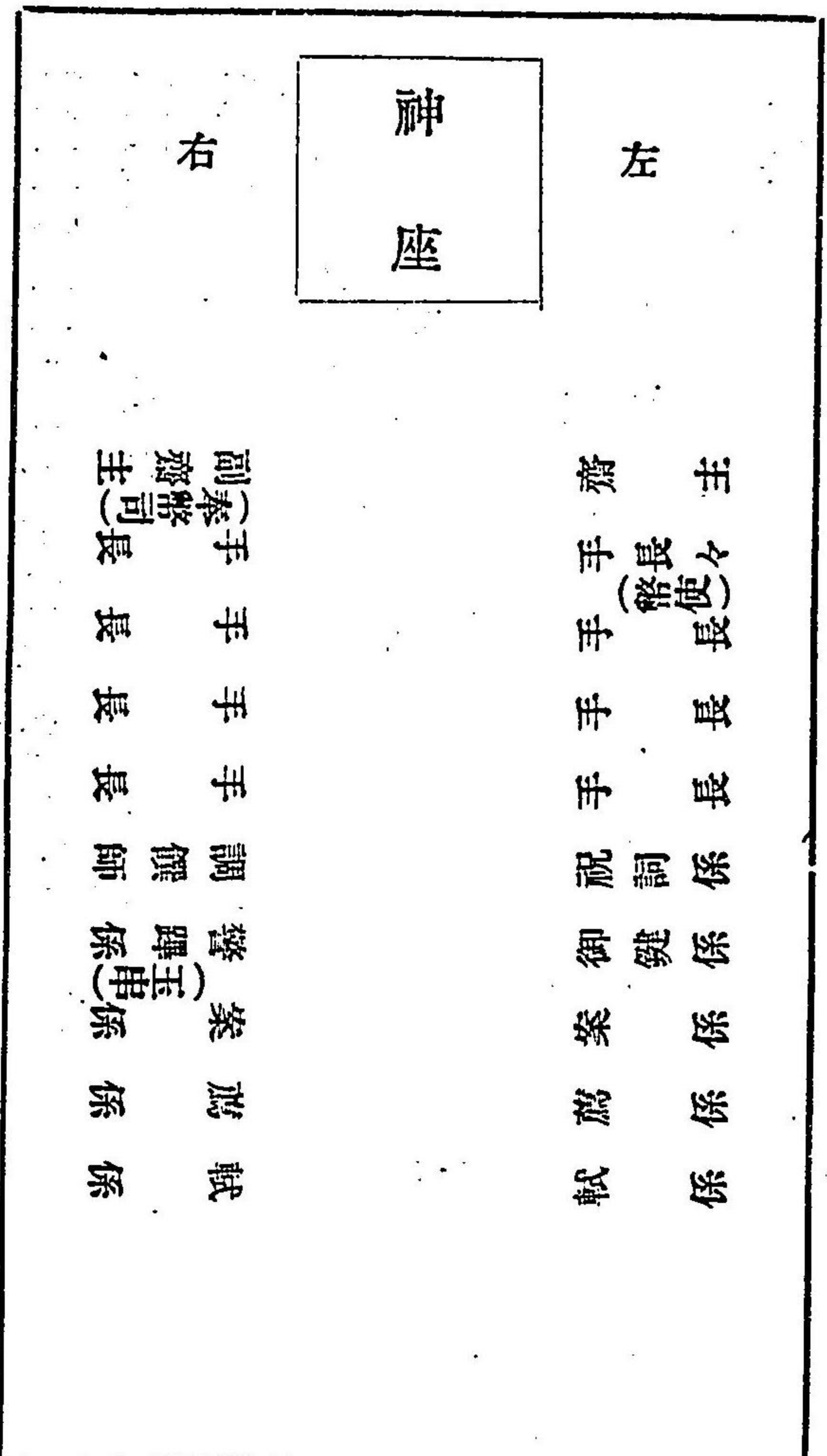
以上

祓式列座の圖

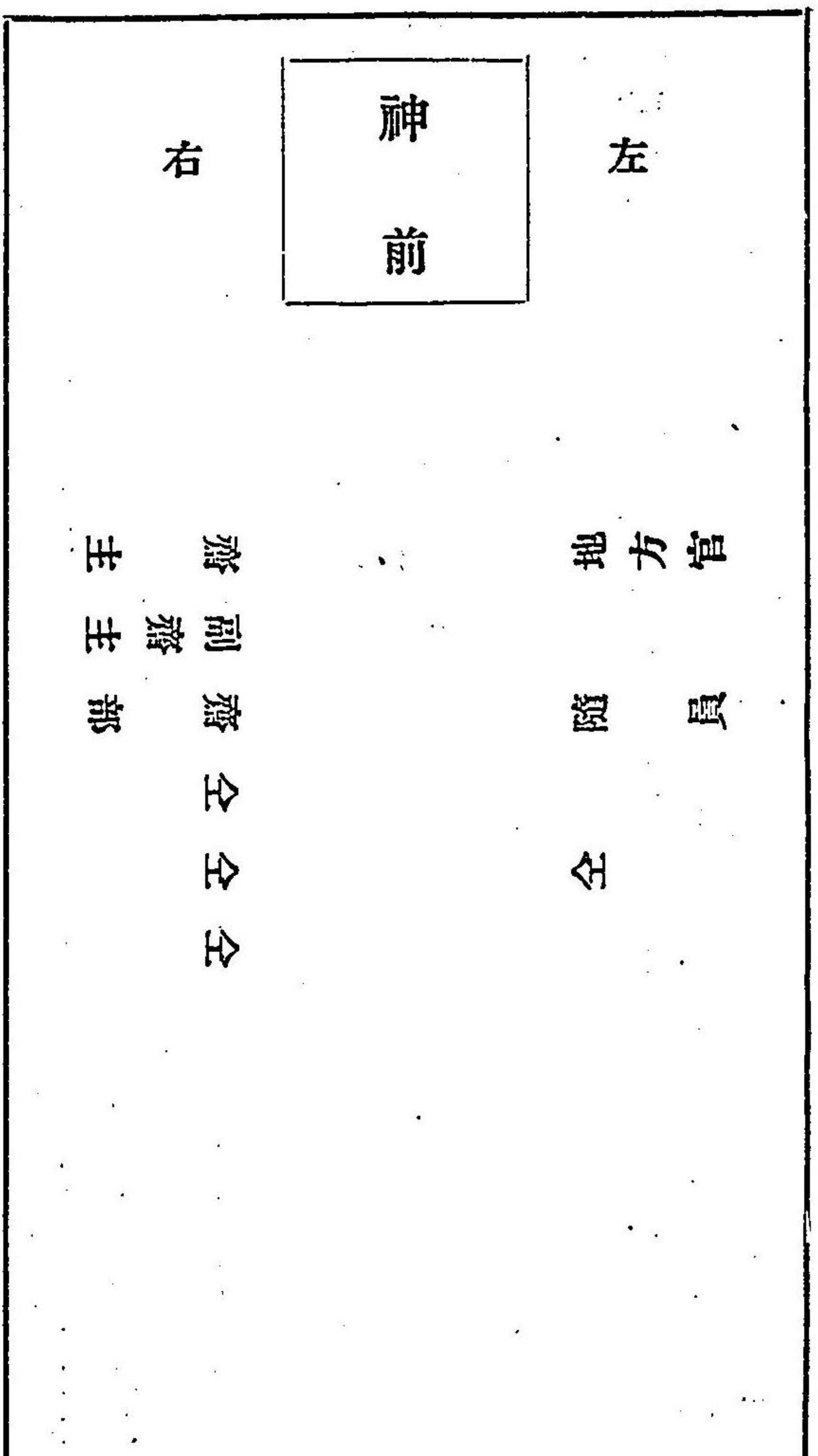


本祭式列座の圖

本圖は役係列座の一例までに掲げしのみなれば祭儀によりてそ  
を縮少兼務するは時宜に従ふべし

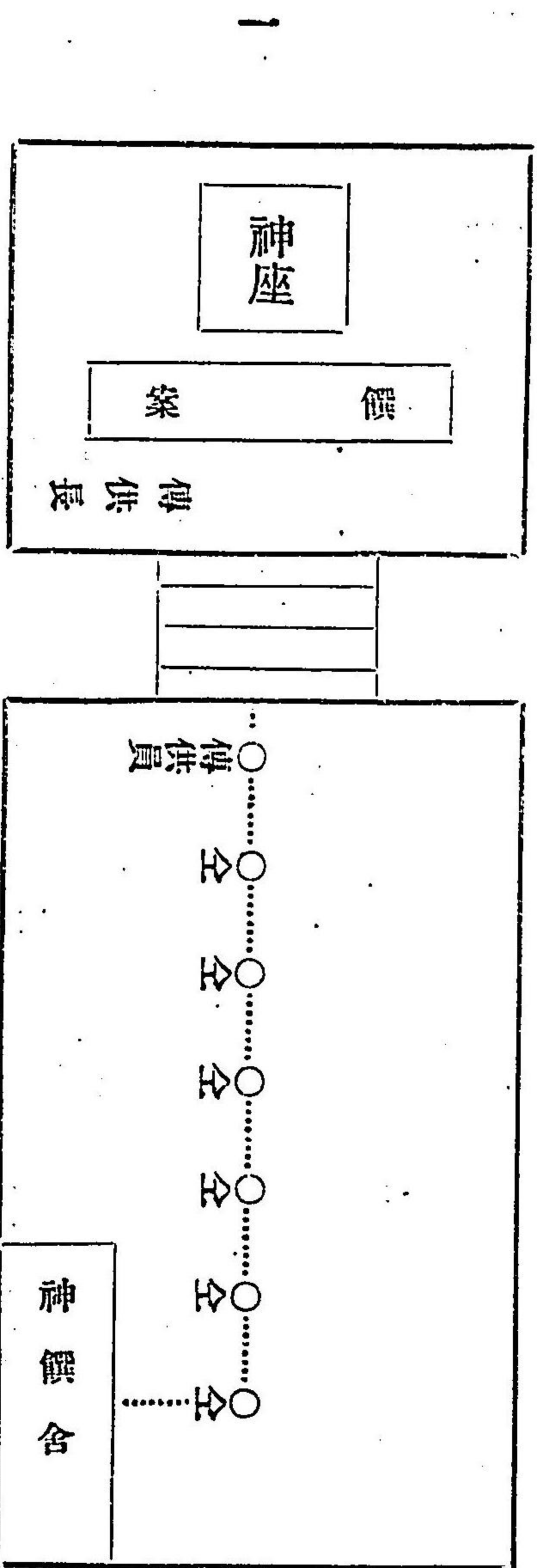


本圖は地方官参列の場合に於ける一例として見るべし。

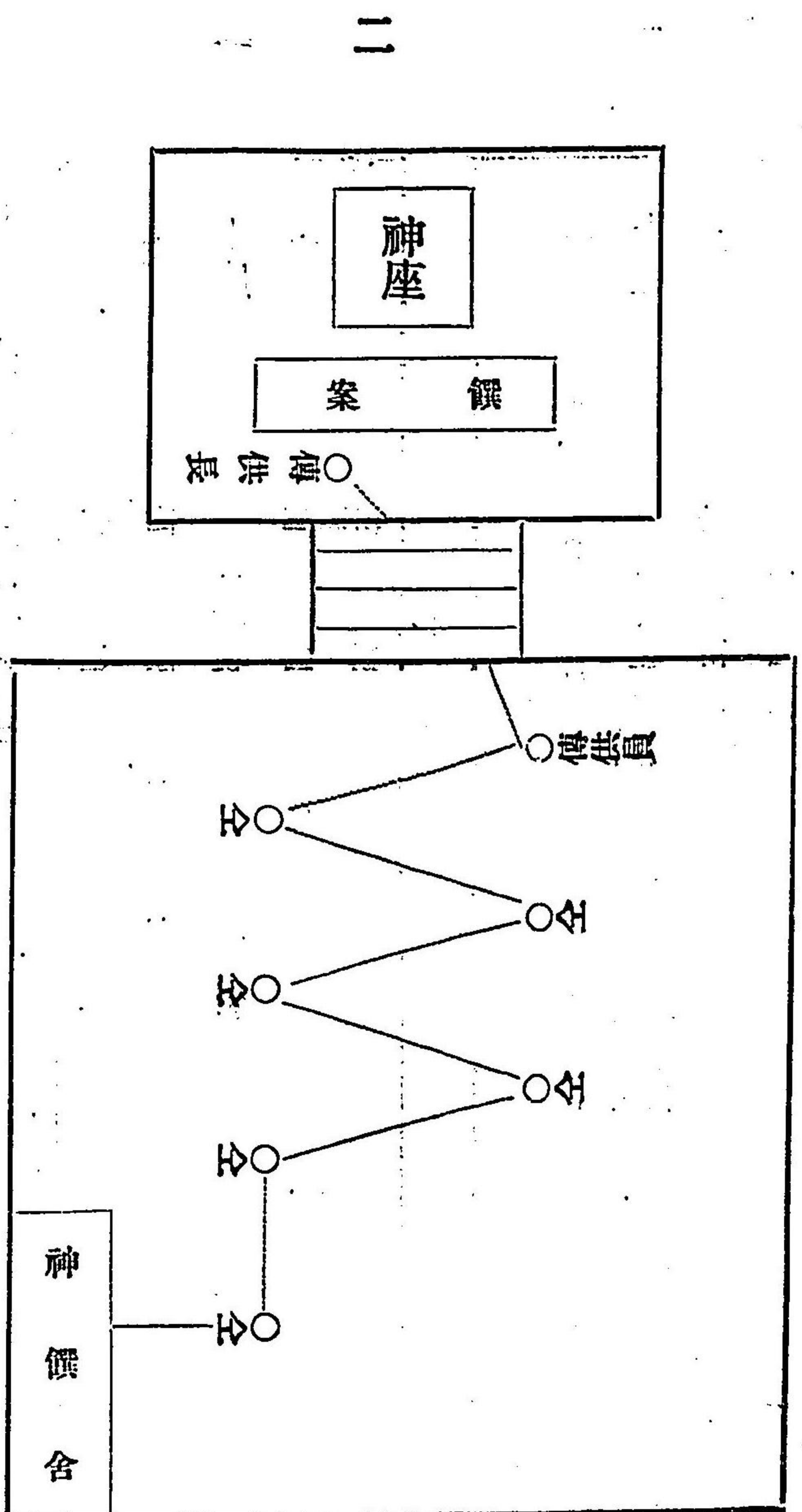


傳供係一列配置の圖

神饌を傳供する時は、先づ左右左と膝行して受くる者に渡すべきものとす、但し遠距離にして右に堪へ兼ねる場合は、一時立歩して渡す際にするを善とす、其他殿舎の廣狭と員數の多少によりて臨機の處置あるは固よりなり、而して獻膳には渡し了りて揖し、撤膳には受くる前に揖することを心得べし。

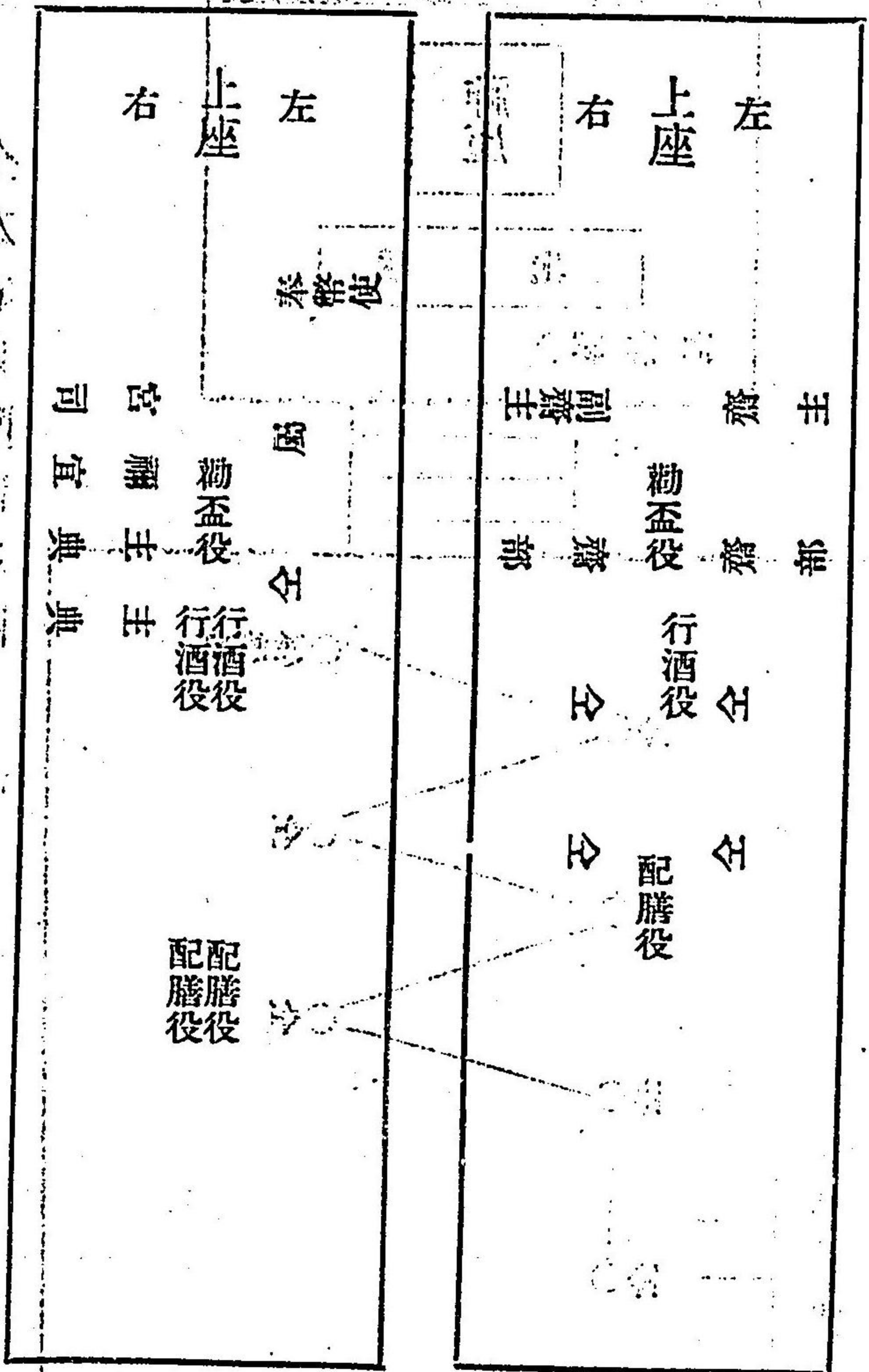


全左右列配置の圖





直會式列座の圖



此圖は官社の直會式と見るべし

- 次 遷座式次第
- 次 本殿の工事竣功して權殿等より遷座するの一例なれば假遷座式は之に準うて取捨するを宜とす
- 先 當日本殿假殿を裝飾す
- 次 齋主以下齋員氏子惣代等祓の座に着く
- 次 修祓行事
- 次 祓主本殿に昇り清祓の事を行ふ
- 次 齋主假殿に昇りて開扉す 此間奏樂
- 次 傳供長以下神饌を奉る 此間奏樂
- 次 齋主祝詞を奏上す
- 次 神饌を撤す
- 次 遷座

その儀、齋主、御極代(御正體を奉安するの器なり)を御船代または辛櫃に納めて、齋員一同にて昇き奉る。神輿、羽車等ある社はそを用うもよし、而して菴道は布單または新薦を敷き列ねて、清潔嚴肅を旨とし、式の如く奉仕して神座に至らば、齋主御極代を御船代より出して奉安すべし。さてその前には、燈火庭燎を滅することを忘るべからず、奉安の式了らば、点燈すること始の如し、尤も晝行ふの儀もあれど、夜中を以て本儀とすれば、然か心得べきなり。

- 次 本殿開扉遷座畢て齋主側に候む 此間奏樂
- 次 傳供長以下神饌を獻る 此間奏樂
- 次 齋主祝詞を奏上む
- 次 齋主玉串を獻りて拜禮
- 次 齋員拜禮
- 次 氏子信徒惣代等拜禮

次 傳供長以下神饌を撤む 此間奏樂

次 閉扉 此間奏樂

次 退下

次 直會

以上

神幸式次第

この式は各社必しも行ふものならぬと一例までに掲げつ

先 當日早且旅所の神殿を裝飾す

次 清祓の事を行ふ

次 本殿出御

こは本祭を行ひ撤饌の後御靈代を神輿または風轆に遷し奉り本社を發程する恒式なり而してその供奉列行等の次第は各社故例のま

- 次 駐輦
- 次 齋生旅所の神殿より昇り開扉
- 次 御靈代を鳳輦より出し神座に遷し奉る
- 次 神饌を獻る此間奏樂

但し旅所に神殿なき場合等は鳳輦の前に供饌すべし

- 次 齋主祝詞を奏す
- 次 齋主以下玉串拜禮
- 次 神饌を撤す此間奏樂
- 退下
- 以上
- 六 還御の時も右に準ずべし

六 直會國幣社勅使參向式次第

當日使以下社頭に參向す

- 次 宮内省掌典或は地方長官を遣さるるものぞす
- 次 使以下祓の儀あり此間奏樂
- 次 學典補進み御幣櫃を便宜の所に置く
- 次 宮司但し地方長官使なるは其の屬官掌典補に代るものと知るべし祭儀具する由を使に申す
- 次 宮司昇殿開扉畢で側に候む此間奏樂
- 次 禰宜以下神饌を供む此間奏樂
- 次 宮司祝詞を奏す
- 次 掌典補御幣物を辛櫃より出して假に案上に置く
- 次 宮司御幣物を執て神前に奉る

- 次 掌典補御祭文を執て使に附む
- 次 使御祭文を奏む
- 次 官司使の御祭文を神前に納め畢て返祝詞を申す使  
之に應む
- 次 使玉串を獻り拜禮
- 次 掌典補拜禮
- 次 官司玉串を獻り拜禮
- 次 禰宜以下拜禮
- 次 禰宜以下御幣物並神饌を撤す 此間奏樂
- 次 官司昇殿閉扉 此間奏樂
- 次 各退下幄舎に復す
- 次 直會

以上

小學校生徒神社參拜式次第

この式は吾長野縣神職合議所に於てかねて制定せしものなれば、參  
考として茲にしるす。各縣にも早く定められしものゝありせば、そを  
ぞ聞まほしけれ。

- 先 社前に整列す
- 次 神職上殿
- 次 唱歌 (後宇多天皇御製)
- 次 祓式
- 次 奏樂
- 次 開扉 此間奏樂(但し太鼓を除く)
- 次 神饌を獻る 此間奏樂

- 次 奉幣
- 次 祝詞
- 次 拜禮 此時唱歌(宮澤春文作歌)
- 次 一町村長 二校長 三氏子總代 四神職
- 次 幣帛神饌を撤む 此間奏樂
- 次 閉扉 此間奏樂
- 次 唱歌 (從三位常昌作歌)
- 次 奏樂中に神職退出
- 次 便宜の處に就き講演

參集に向ひ、團體發輝の演説を校長に依頼するか又は神職之を演す

以上

玉串奉獻次第の解

校長上殿神職より玉串を受け取り捧持して神前に進み玉串案の五歩前に於て直立一揖し跪坐の儘にて左右左と膝行し座して一揖玉串を案上に置き二拍手して一揖跪坐となり右左右と膝退し立ちて一揖し右左右と足を引き回轉して殿を下るなりされば神職は豫め玉串献上の次第を町村長校長氏子總代等へ指示し置くを要す

第一 唱歌 後宇多天皇御製(君か代の謠)

天津神國社を齋ひてぞ

我があし原の國は治まる

第二 唱歌 宮澤春文作歌(地久節の謠)

第一

豊葦原は天津日の  
仰がぬ國もなきまゝに  
い照らす影は隈なくて  
日の本とあそいひにけれ

第一

天皇は天照らす  
大和の國をしらせおそ

神の日嗣をうけまして  
現津御神とたへけれ

第三

青人草と名に負ひて  
よろづの民を大君は

瑞穂の國にたひたてる  
公民とのらしけり

第四

神の御國に御民われ  
永久に動がぬ日の本に  
我が大君の大御代を  
神に誓をかけまくも

生れし事を忘れずて  
現津御神とあれませる  
八千代と祈る産土の  
後の世かけて守りませ

調四半の四拍子

1	1	2	3	5	—	6	6	5	5	3	1	2	—	0
3	3	3	6	5	—	3	3	2	2	3	2	1	—	0
6	6	6	1	2	—	2	3	5	5	5	5	6	—	0
5	5	6	6	5	—	3	3	2	2	3	2	1	—	0

第三

唱歌

從三位常昌作歌(君か代の譜)

君が代をいのる心のまことをば

いつはりなことを神はうくらん

拾遺雜觀の部

この部には前項に謂ひ盡し得ぬことがら若しくはそれならぬども  
必要と認めしもの、二三を記せり飽ぬ勝の事は固よりなり看む人

幣帛及幣串の事

幣帛には幣の上部を折りて串に挿入するものと、折らずして串に挿入するものとの二様あり。蓋し前者は吉田風、後者は白川風なれど、こはもこ四垂の遺方よて、後ろよ挿入せらるゝ木綿裏おそ、反てその幣帛の實物たるなれ。而して右に用うる串の丈は、凡三尺五寸を定式とす(因云大麻尺五寸位の柳の枝を用うべしとす)

三方及高坏の持方

三方を持つには、拇指と食指にて縁を執り、他の三指は兩手とも左右の穴以上に添へて執るべし。或は縁をこらす兩手を穴に掛る説をあれど、こは委しからず。また高坏

は右手よて脚の中央を握り、左手にて土居を持つなり。而しておれら物を持つに就ての要は、輕きは重く、重きは輕く取り扱ふものたることを心得べし。

案及薦軾の持方

神饌案の類を持たんには、左手を案の下に入れて、先づ掌よて支へ、次に右手よてその足を握るべし、即ち拇指は案上に出で食指は案下に伸び外三指は握ることゝなるべし。

薦軾の扱ひもまたこれと大同よして小異なり。

起居と進退に於ける足の事

起つ時の足は右よりし、居る時は左よりす。又進む時の足は左よりし、退く時は右よりするを法とす。即ち進左、退右、

起右、坐左、といふことを覚えなば足らん、然れども臨時の  
 處置としては、凡て上座の方なるを後にし、勉めて神前及  
 び上座の方への直ちに臀部を向けざらんことを要す。

膝行及屈行の事

膝行とは板敷に膝を着けて引き進むなりと云ひ、また膝  
 の肘を着けて、足の指端を立て進み行くを云ふこともあり。  
 兎まれ角まれ神前にては、進退とも三步を以てその定尺  
 とす。されど必要ある場合はこの限りならず。都べて神  
 前近きは膝行と心得べし。また屈行とは腰を屈めて行く  
 の謂ひにて、こは神前等を横切る時の所爲なり。若し物を  
 持ちたらん時は神前を横切らば、その氣味もて通り過る  
 べきものとす。

跪居と龜居の事

跪居は殿内にて膝を衝き、足を爪立つるの儀、また龜居は  
 庭上よて、沓を穿きながら龜のその如く、足を左右に開け  
 て、臀を地よ着けざるの儀なり。然るを通音の同じきによ  
 り、これを混同して誤りを知らざるをも多ければ、さては茲  
 にその區別を示すなり。

昇階降階の事

昇階は神前より稍斜向して昇り、降階は稍斜背して降るな  
 り。而してその階毎に足を歎めつゝ昇降するは共に同じ。  
 所謂歷階といへるは即ち是なり。但し左方より昇階せば  
 右足を先にし、右方よりせば左足を先にし、降階は其の反  
 對なりと知るべし。



開扉閉扉の事

左方を開扉せんには、左手を上よし、右手を下にし、右方は右手を上にし、左手を下にし、閉扉は即ちこの反対なり。而して二員左右より出て、奉仕するを本儀とせしむ。一員にてせば正中を経るときは膝行のまゝ、揖をへきなり。宮門の開閉扉をこれと準ずるを然りとす。

捲簾の事 附 褰帳

内陣の捲簾は、先づ開扉の後一拜して之を捲き上げて、鉤に掛くべし。捲き畢らばまた一拜すべし、垂下の時を同し。而してその捲方は、左の教歌によりて知るべし。「神前の御すをば外へ巻く」と知れたる世の常は内へまくべし。一間にかけたるを皆みすといふ、間中なるをばすたれと

ぞ知れ。さて簾には普通と普通ならぬとの二あり。普通とは内へ捲き上げて、鉤及び緒も同じく裏にあるもの、普通ならぬとは、外へ捲き上げて、鉤及び緒は表にあるを云ふ。神前などに於けるもの即ちこれなりとす。されどこれは例外にて、濫りに簾の表又は鉤及び緒は附さぬもの、附まるとは凶式なりとあり。また褰帳は表裏に垂れたる野筋を巻込まず、且つ扱れざらん様注意して、簾の如くまき上げて之を結ぶると常の如し。

祝詞認方及奉讀の行作

祝詞文は鳥子紙または奉書一枚を七折半にして認むべし。短文なりとて餘紙を切り捨てぬものなり。若し長文にして二枚以上に及ぶはこの限りならず。さてこれを奉讀

せむ式の行作は、先づ祝詞を笏に取り添へて、着座一揖の後起拜兩度起拜を行はざる時は奉拜をなすべし次は祝詞を懷中し右側に置笏して拍手二次小大と拍つべしの上祝詞を出し、左方にて開き、これを前に出すと共に二つに折りて深揖す。了りて右に復し、そを一應目通り以上は捧げ、讀むべき際また目通りに下げて奉讀す。而して讀み了れば、深揖の後左方にて巻きこれを懷中して拍手大小と拍つべしの後、笏に取り添へて起拜兩度、一揖して退座是ること始の如くして終るものとす。

## 奉幣式の行作及返祝の事

奉幣司幣を幣使より受け取りしまゝ、膝前に出して幣の地に垂れざらん様深揖し起つて左右左と進み、幣を眞直にゑると共に、右手を上ゝ左手を下ゝ持ち替へて、左右左

と退きながら、幣をも交々移しつゝ了つて坐坐まるの際、幣の表を神前神前に向けて深揖深揖するなり。而して體を上ぐるこ共に、その手を持ち替へ、起ちて前同様に進退して、幣を捧ぐるおと都合四度よして終るものとす。尤もその央はは幣を横たへ、膝前膝前より出して深揖し、奉幣の事を白まの儀あり。行事了りて幣を幣使に渡し、神前神前より獻らしむ、幣使獻り復つて奉幣司奉幣司に向ひ、一揖して茲に拍手二次奉幣司を齊しく一揖して之を受けて、拍手おとまた同じ。然して幣使より退く。その拍手の儀は、幣使の終りと奉幣司の始めと齊等よ合あはるを法よを世よこれを返祝の儀と稱よ。されども別に祝詞のあるには非ざるあり

## 揖と拜との事

揖と拜とは大なる相違あれば、混亂をへきものならず、必ずその區劃を整然たらしむべし。即ち揖を解せずして拜に移り、拜を解せずして揖に移る等は、人々注意をへきまごかりかし。また拜揖の時後襟の見ゆるは非禮の沙汰にて、こは諸禮の上よを禁しめつゝあれば、心得置くを然りこそ。

祝詞奉讀庭上式の行作

庭上式は祝詞を奏する時は、先づ一揖の後立拜兩度次は笏と祝詞とを懷中して拍手兩度、次に祝詞を開き、目通りよ上げ奉讀し、了てまた祝詞を懷中し、拍手兩度、次は笏を取り出し、祝詞を持ち添へて立拜兩度の後、一揖して本座に復するふと始の如し。

沓の事

沓は普通淺沓にて、ふは張貫また木製を用うれども、革製を本儀とす。深泥には深沓を用うべし。その朝拜、參賀、謁見等には烏皮沓を以て正式となす。さて庭上式にて、座前より着座の時など沓を直さんには、笏の下を沓の内踵の所に入れて、穿くに便宜なる様引き廻し直し置くものとす。但し扇を所持せば、おれを懷中より出して、その要目の方を以て直すべし。また座後より着座の時は、顧みて沓を取り、座前よ直し置くなり。尤みれば從者のあらぬ時の所爲と心得べし。而して沓を脱ぎ、またこを穿んには、凡て左足より是るものこそ。

帖紙の事

こは所謂懷紙にて、笏及び祝詞を懷中するの用なり。有職家の法によれば、色合も種々ありて一定せざれども、先づ普通は檀紙、烏子などの白紙を用うるを宜しとす。さてその折方は諸式あれど、そは實地傳習すべき事を要す。

#### 笏の持方及扱の事

笏を持たんには、右手の拇指と子指とを中にし、他の三指を外にして、餘り笏の根本の出でぬ様をべし。而して正笏せんには、左手を添へて指の廣より離れぬ様持ち、躰より七寸程を出して、臍と水平にこれを正すなり。さて笏の扱ひは、それを右手の拇指などに挿み、或は左脇に挿みて拍手等を爲すべからず。また袂に入れ、襟帶などに差すも悪し。必ず事を執らんには、懷中の帖紙に挿入すべきものとす。

尤束帶の時は石帶に挿すの儀もあれど、こは古式にて例外なり。正服、齋服など衣冠の式には決してなしとす。

#### 衣冠着方の事

先づ白衣を服し、次に冠を着け、次に單衣を襲ね、袴を穿き次に袍を着け、次に帖紙を懷にし、次に沓を着くるの順なりとす。さて袍は袴の裾より凡五七寸上の所迄塞ぐべし。尤雨儀ならば、尙高くするを善とす。別に定れる寸法にてはなければ、只その恰好の亂れぬ様を專一とす。而して懷所は、高倉家はその垂れたるまゝ、巻き上げて、先づ中央次に左右と三方を帯に挿む、山科家は先づ左右より折り三ツ目を巻き上げてそれを帯に挿むとあり。何れにても宜しきに従ふべし。また括り紐は、多くは白羽二重の組帶

を古しとするよしなれども、久我副總裁は縮緬の兵子帯の方、正式にはあらねども締りて便利なりと仰せられき。こは正服齋服同じければ然か心得べし。狩衣には別に述ぶるの必要を見ず、只當帶は縫目を上にきるを法となすのみ。但し着用雨天などの途中は、押折と稱してその裾を表に折り返して、左隅を當帶に挿むと、また左手よてそを把りながら歩むこの二法あれば、何れかりともそれ便に従ふべき事とす、右隅を挿むは凶儀と心得べし。

#### 冠及烏帽子の事 附纓の事

冠は普通は厚額を用る、若年は透額なりとす、神官神職服制に、黒羅三位以上、有紋四位、以下無紋なり、但し齋服の時は、三位以上と雖も無紋と定められたり。掛緒は凡て紙捻

とありて、こは白元結の大なるものなり。是を纓壺の上纓の本くるみ、巾子の後より筭の下を経てこを筭の上より額の甲よて左を上、右を下に、左右より違ひて額下に結ぶなり。然るを打紐など往々用うるもあれど、おは違式なれば心して誤らざらん事を要す。また烏帽子は服制略服の條に、有位は立烏帽子、無位は風折とありて、掛緒は紙捻を用るらるゝこと冠と同じ、凡て壯年のしほの細かきを用る老年はその粗きを用るる古の例なりとぞ。

纓とは冠の後よ垂れたる羅よて、また燕尾とも稱す。おは其形よよりて名けたるなり。種類は六ツにて、立纓、垂纓、卷纓、柏挾、細纓、繩纓、おれなりとす。即ち立纓とは、纓の上よ向ひしもの、これ天皇の御料なり。また垂纓とは、纓

を撓めて後より垂れたるもの、普通のにて臣下これを用ふ。また卷纒こはこれに凶事卷纒といふもあり纒の端を内になる様より巻き、黒塗の夾木にて挟みたるもの、古への武官大將以下、五位以上、鬲腋を着け弓箭を帯ぶる時に之を用ひたり。また柏挾とは、纒の末を外なる様より撓め疊みて、巾子のたけの程を白木にて夾みしもの、故よりしか名づく。あは非常警固の時など臨時に檜扇を折りて夾む、又急用の御使等あれば文官を用ふる時あり。また細纒こは、幅の狭きもの、後より織物を用ひず鯨のヒゲを用ひ輪にして挿み置けり。六位以下の武官並より六位藏人これを用ふ。また繩纒とは纒を繩にて作りたるもの、二筋よて、一筋は藁繩、一筋は黒布繩なり、天皇諒闇の御時これを

着し給ふ。又臣下も重喪の時に着す。而して纒は元より、髻の根を、冠の絹こと同じく幅狭き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置けるが始めにて、糸を中古以來は、兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む様に作れるなり。されば方今のは全くその遺制と知るべし。以上の解は國史大辭典に因る。

### 袴の事

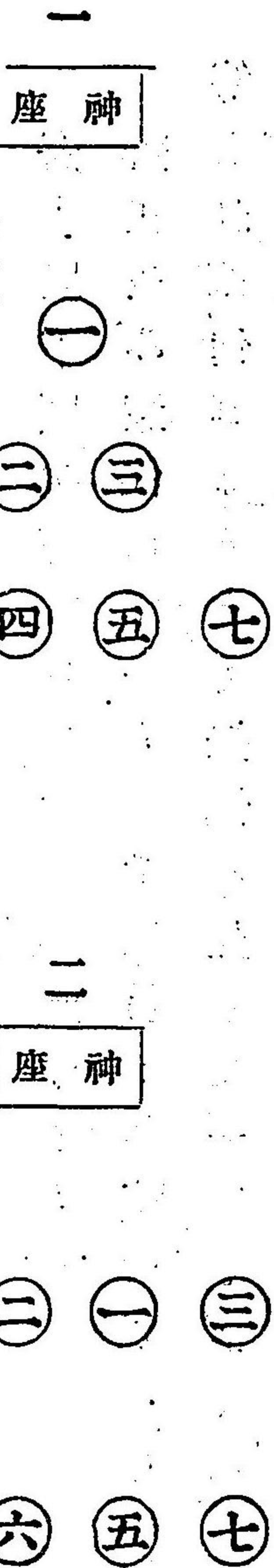
こは指貫と指袴との二あり。その色模様は神職服制に、位階の有無高下によりて各區別しあるを見る。指袴は一に切り袴とも稱して、通常の袴の如く、指貫の下を切りたる者なり。而して之れを着けんには先づ左足より右足と踏み込みて後に、前腰をあつべし。前腰を充てゝの後に、足を

踏み入るゝは凶式の時にかくまを禮法家のいへり。

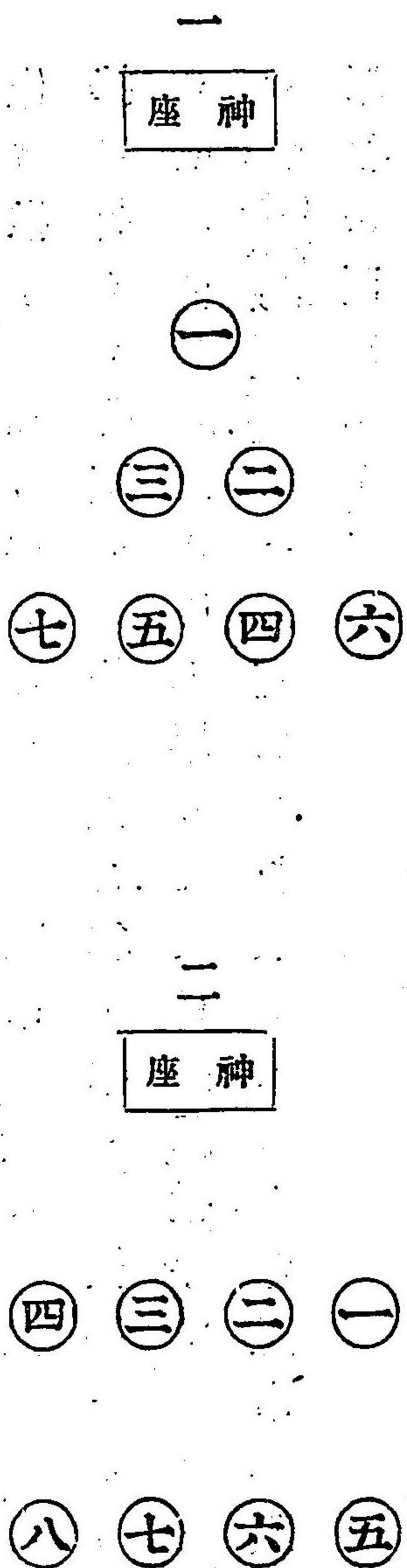
列拜の事 附玉串献方の事

こは坐禮立禮を以て二人以上整列して同時に拜するを云ふ。その法は數種あれども、要は先づ齋主より順次上薦を立て神前に進み、衆員整頓し畢るを俟ちて、一齊に動作を屈伸し、進退を先後せざる様拜禮し畢るなり。而して順次下薦引して本座に復さるものこを。圖して一二例を示せば左の如し。

左右列側の時拜禮位置の圖



一列側の時拜禮位置の圖



他は推して知るべきなり。さて玉串を獻るの次第は、之を捧げ持ちて拜禮せし後、案上よ奠し畢りて拍手するもあり、或はそれを案上よ奠し畢りて後に拜禮拍手するもあれ皇典講究所にて教るは後者なりとすその宜しきを探るべし、凡そ玉串拜禮に數様の區別あり。そは

齋主玉串を捧ぐる時、衆員共よ出て、拜禮するもの、  
齋主玉串を奠し畢りて復り來り、衆員と共に本座のまゝ拜禮するもの。

齋主以下順次適宜に出で、拜禮するもの。  
齋主のみ惣代にて一人出で、衆員は拜禮せざるもの。  
等なれば、何れなりとも祭儀に先ちて一定し置くふと必要ならん。而して玉串を案上よ奠するよは、筒に立つるも

ありこは伊勢神宮にて玉串御門に立てらるゝ制に準へるか或は本を脚前に向けて之を案上に置くもあれど、普通は多くこの方なれば、是に従ふを然りとす。

祭員の心得一括 附齋主と祭主とに就ての注意

祭服を着けんことを前よは、必ず先づ盥嗽のふとを忘るべからず。盥嗽了りて着服せば、正躰除歩して順次祓處に到着し、清祓を亨けて後祭儀に關かるを法となすべし。而して祭祀中は一意敬を主とし、職員格式等級によりて、おのゝ威儀を存しつゝ、その職務を守るべきものとす。若し少員にして數事を兼ねる等のことあるを、齋主他の事をさし、或は上席の者下席の者の事を執るなど、顛倒の所置あるを禁しむ。故に祭儀に先ちては、一同豫め百事を打



合せ置き祭場に臨みて混雑なからん様注意肝要なりまた長時間を要する祭祀等には、前日より頗る飲食を節度して、祭典中濫りに座を立ちてその森嚴を欠かざらん様、心懸くべき事專要なりとす。

祭主は、神官司廳官制に「親任トシ皇族ヲ以テ之ニ任ズ大御手代トシテ奉齋シ祭事ヲ管理ス云々」と明文のあれば、諸社諸神職の濫りに該官名を冒書し、或は呼稱すべきものならず。即ち齋主の字儀こそ至當なれ。然るをみれに違ひつゝ、平然たるものもまゝ見ゆるからに、さては茲に注意し置くべき然り。

祭典式行列次第の事

こは我長野縣神職合議所に於て、客年制定のものなれど

も、参考までに茲に記をこゝはなしぬ。各社特殊の儀式あるものゝ外、普通みれに因るを然りとす。

前驅	紅旗	樂人	眞榊	辛櫃
前驅	白旗	樂人	眞榊	
神饌係	幣帛	氏子惣代	氏子惣代	白旗
		(氏子惣代)	氏子惣代	紅旗
樂人	地方官	齋主	副齋主	祭官
樂人				祭官

祭官 各部落町村長及惣代

この外いはま欲しきを許々太あれど、其は他日閑を得て補足する所あるべし。初學の士先づこれに因つて研鑽せば、斯

道修習の便もまた尠少なしとせんや。終りに一言も、夫れ百聞は一見より如かず、繪畫は能く實物に及はず、祭式訓練上極めて有効な極めて必要なるは、模範人物の撰擇これあり。其これを撰擇して能ふ限り、良師に求めんことは、余が婆心ながら希ふや切なる所なりとす。

### 祭式要義 終

## 附 録

左の文は、明治三拾八年六月九日、大日本武徳會長野縣支部發會式に、長野市城山なる武徳殿祭場に於て、著者が齋主として讀みたりしものなり、敢て文例にはあらねど、參考までに記す。

### 武徳祭祝詞

衝賢木いつの御座と、日室木さし立て招き奉り座せまつる、平安の都に天の下しろしめし、  
天皇の御前に、つゝしみ敬ひ申して白さくは、皇命は青丹よし奈良の都より、仇波平らのみやあへ都移りしたまひて、永くながく天つ日嗣のもごるを茲に定めたまひ、敷島や八洲の手布りを事をし爲給ひてより、萬の美まつりあとは更まをいはず、物學びの道より始て、武士のみちなりはいの業に

至るまで、天つ御祖の御遺訓をうけつぐせ給ひ、日に月にひ  
らけ行く世のかたじけなさを、磯の上ふるき昔とひたざる  
よ語り告ぐべくなをも、まこま日の本のくに神の御末なる國  
と、人毎にかたり傳へて國ごとに仰きまつれる、甘美くよ賢  
のくにの礎にかへし給へる御績を、梓弓いまの現代にあを  
ぎまつりて、龜の鑑のかしまさが中よも、物部や八十氏川の  
清き瀬に降りたつ人のさはなるよも、皇國の譽れ世のほま  
れ斯くてかくして、櫻木の花とにほへる實の麗はしかりけ  
れ。おれを思ひて美篤刈信濃のみ民らよ、丈夫の健く男たし  
き眞心を永久よつたへて、後の世よかたりつくがに、栲繩の  
寄りあひの極み、佩く太刀の敏心起して、鎗の穂の一筋に凝  
りて擧りて今日の生日よ、時しも皇軍の露の國征伐もあり、

良雄の心いよまをここに研ぎ磨くべかりけるよとよ。

皇大神を招きまつりて事の由を告り奉らくは、阿波禮此の  
事の末ながく、おの業のいよ遠長に、衰ふることなく變るこ  
となく、月に日よいよ進みよまよみ、いや盛りはさかりて、細  
矛れ千足れ國の名に背かき、八千矛のいよ廣らに、物部のわ  
ざをまよめ給ひて、眞澄のかよみ曇りなく、大和島根の鎮こ  
をなし幸ひたまへと、種々の味物を机代よ置き足らなして、  
乞祈み奉るさまを諾ひたまへと、齋主 姓名神葉の佐夜具が  
下に、菅庭いや佐敷て、畏み畏みも禮びの稱辭竟まつらくと  
白ま。

武徳祭式次第

先 神籬を立て祭場を整ふ

次 午前七時一同着床  
次 修祓行事

祓主、神籬の下に進み祓の詞を読み畢て、諸役の行事また例の如し。

次 降神の詞 齋主これを勤む、警蹕諸員起床

次 獻饌 獻饌長以下例の如く奉仕す、此間奏樂

次 奉幣行事 副齋主これを勤む、

次 祝詞奏上 諸員起床

次 拜禮 總裁宮殿下御名代拜禮、支部長以下係員拜禮、  
參列高等官及劔士總代等拜禮、

次 幣帛、神饌を撤す 此間奏樂

次 昇神の詞 齋主これを勤む、警蹕諸員起床

次 神籬を撤す

次 退床

以上

左の文は、明治三十九年五月十二日、長野縣更級郡神職合議所と同郡尙武會との協同になりし、三拾七八年戦役忠歿軍人吊魂祭に、稻荷山町紀念公園内紀念殿に於て、著者が齋主として讀みたりしものなり。

吊魂祭詞

眞篤刈信濃國、諸人か誠心を更級郡千代に仕へむ御饌とるや、稻荷山町、炊水とるや、治田の池の清き渚の可美し地を撰び定めて、這般設けたる紀念公園の眞中に、築りかためし、此の紀念殿を、嚴の磐境祓清めて、日室木さし立て招き奉り座せまつる、故陸軍歩兵中佐正六位勳四等功四級田中欽造命を始め、壹百五十有名の命等の英靈の前に、齋主姓名謹しみ敬ひて告り白さく。あはれ益良猛雄はや、誠忠篤き神靈は

や、汝命たちい、未だ此の世にいまそかりし程は、太刀はきて  
 君の御爲め、筒取りて國の守らひ、武士の習ひとてや御楯仕  
 へ奉良布まゝに、即て宣戰の詔勅かしこみ、大君の稜威を背  
 に負ひて、勇しくも戰場は出征給ひしうらゝ、水つく屍草む  
 を屍と、伊越る山伊渡る海そが職のまゝ、いゝや進みます  
 みて退くは知らず、健く雄々しの振舞よな。斯くてかくし  
 て戦ふなへは、身は大砲の彈丸と碎け小砲の烟と消えて、い  
 往きの路の築紫の海、ゆくりなに打も寄せなん仇波の、並々  
 ならぬ遺恨を呑みてみ失せ給ひ、或は時候の障は冒されて、  
 野邊山邊所々に、村雨の雫の露と消え亡せ給ふなご、實や人  
 は武夫、花は櫻の大和心の譽れなりけり、將大君の御楯われ  
 ぞと、劍太力身を命も惜み給はぬ、忠心の玉の光にぞあり

ける、嗚呼その勳しき美名はし、後の世に傳へて香はしく、嗚  
 呼その潔よき英靈はし、大命をて永く々々公の御祭を亨け  
 給ふを、然もがに理りなりけり、然はあれと、汝命たちい猶更  
 に思ひ、徳へは、御名の譽は廣かれごうの御績は高かれと、其  
 が家には垂乳根の親やいまさむ、若草の妻子やあらん、哀れ  
 その慨き哀れその悲みや如何に、血潮に染みし其川よりを  
 深く、屍さらしし其山よりを大けむか、推しはかり奉れば、い  
 ごと悲しかりけり悔しかりけり、故いがでか徒にやは在る  
 へき、茲に神靈慰さの祭典仕へ奉らば、遺族たちは心足ひに  
 思欲さん、は言巻を更おり、汝命たちの功績の、千重の一重に  
 を報い奉らん志を成りなんものこ、これの郡の尙武會の人  
 々、及神職合議所の神職等、入り紐の同じ心に相議り相決め

今日の日時に、百の御饗捧ぐるそが眞心を見そなはして、御代靖國の宮居より、遙々に伊通ひまして、心穩に所聞食し、是の幣帛亨け給へと白む。

大君の美故こもちてそ齋はひし

神は英靈よあはれ益良雄

吊魂祭式次第 同日午前拾時執行

早朝神籬を立て齋場を裝飾す

第一號鈴 着席準備

第二號鈴 係員着席

第三號鈴 來賓着席

一 開式

次 被ノ詞

- 次 大麻行事
- 次 塩水行事
- 次 招魂の詞
- 次 獻饌
- 次 吊魂祭詞
- 次 郡長吊祭文朗讀
- 次 縣知事及遺族者拜禮
- 次 在郷軍人總代參列者總代拜禮
- 次 撤饌
- 次 昇魂の詞
- 次 神籬を撤む
- 次 閉式 同退下

左の文は明治三十九年七月四日長野縣更級郡八幡の人和田龍太郎ぬしの母堂筆子の葬儀に、著者が齋主として讀みたりしものなり。

誰が爲に設けしおれの御葬かも、あはれ誰が爲の御葬にも  
あらず、實や和田筆子の君の御葬の式にぞありける。あの祭  
事を、汝が命の現し身のごこの終り、汝が君の現し世の永き  
別れのさちめと、人々もろゝ心々に、深く遠く忍びまつり、  
過ぎ來し方の空かけて、思ひ出て惜み奉るふとをいさ澤な  
るべし。汝命い、和田與惣右衛門主の眞那娘として、往よし天  
保九年十月十三日を以て、おの中原の里に生れ出て坐しし  
が、その性質敏く美しく、事よ涉りて慮ひ深く、世の業よも疎  
からずおてまゝ、けり、即て漸々齡長け給へりし程よ、北

佐久の郡小諸町の人、小山氏名は助左衛門ぬしをよばれて  
背の君とし、相生の松の二葉よ夫婦の契りを結びたまひ、千  
年の鶴よ萬世の龜の睦びと睦るく、和田の原波平かよ、鴛鴦  
の番ひの離るゝ事なく、枝を連れ翼を並べて互みよたまひ  
あひつゝ、菅の根の永き年月を在經て、銀婚金婚の儀式よ、子  
孫家門の族をさはよ立ち榮え、家をも身をも揚げ雲雀の名  
の高くして、聲も轟よ鳴り渡れるふそ頼母の譽れなりけれ、  
さるよまゝならねばおそ憂世さや、平素健かの身にも恙あ  
りて、往にし卅五年七月十三日ゆくりなくも、御身は中風の  
病症にかゝり給ふか中に、去年の四月には戦の場の慣ひこ  
は云へど、その愛息陸軍の大尉成四の君を先立たせたまひ  
そか歎きや未だ終果ぬまに、同じく七月には、又背の君の魁

て隠り坐せりし御なげきを添へ給はんとは、空數ふ大方の  
見る目よさへも、いと愁はしの限りにてありし、ゆくて斯く  
して、御身は猶草づゝみ病の床、御枕よなじむ日頃の多かり  
ければ、醫師の術に禁厭のをへよ、家人諸々看護怠りなく、種  
々に心を凝し力を盡ししかども、そは皆實や仇なりけり、こ  
とし六月の末つ方より病いよゝ革りて、遂に六十九齡をこ  
の世の名残りとして、七月二日午前二時半といへるよ、安々と  
御眠りに入りませるがごと、此世隠りて歸り來まさぬ旅  
路へと赴きたまひぬ。まこと夢の世なりけるよ、遂に行く道  
とはかねて悟れども、昨日今日とは思ひかけむを、あまりに  
頓みなりけるこそ實ならね、悲しとは生みの子たちの常な  
れば、母よと嘆き親よとむせぶ男の君女の君、あなかなしあ

なうらみと御枕邊よ匍匐ひ、御跡邊よさまよひつつも、永久  
に相見ぬ怨みさへ盡ぬ今日よそ悲しけれ、哀れ和山の刀自  
は、逝く水の行きて歸らぬ旅路に出て立ち給ひぬ、哀れ筆子  
の君は、百不足八十の隅路よ分け入り給ひぬ、更科の山子規  
しくゝゝにさけばひをるを、折柄夏の爲のみにもあらざら  
ん、昨日を偲ふ袖袂濕り勝なる露けさも、折柄しぐるゝ空の  
みにをあらざらん、反す々々を口惜しの極みなりけり、然は  
あれども顯世の習ひ、誰やし人か六の理りを得まぬがるべ  
き、家族親戚の人たち嘆き悲しむ憂ひ惑へども甲斐六をな  
けれ、故皇國の法のまにゝゝ、柩の板ひろくあつく、御葬の式  
ねもごろに仕へて、尾前をしみゝに、人垣の伊群れつらなり、  
旗手は久方の天雲に結ほゝれ、笛の音は舎根の土にむせび、



玉銚の道の長手を物思ひつゞけて、列々に送り奉り、今日を四日の夕日の降下よ、神葬々まつるこ、穴を保々良よ廣らに石床ふかく仕へまつり、種々の味物を机代こ置き高なして、落つる涙の露の玉串とりこりよ、諸々拜み申を事の由を、平らに安らに所聞食て、石垣の動きなく心穩に鎮り坐せこ、齋主姓名かしふみ、も白せ。

左の次第書は、明治三拾八年十月八日、長野縣北佐久郡小諸町、兵役優待會の依頼によりて、著者が齋主として、同縣神職合議本所より派遣せしめられて、擔當せしものなれば、參考の料までに、その委細を識するものなり、而して該祭文もあれど、今は之を略す。

柩前並に靈遷祭式 小諸舊城内、懷古園庭上式

一 一同着床 此れより先盥嗽をなす、

次 副齋主靈璽を柩前に安す

次 齋主進みて靈遷の詞を白す 諸員起床以下同じ、

次 供饌

次 齋主進みて祭詞を白せ

次 喪主拜禮玉串を獻る 公葬式委員長これに當る

次 遺族總代拜禮玉串を獻る

次 撤饌

次 副齋主靈璽を所定の位置よ移す

次 一同退下 以上

出柩祭式 前同斷

同日正午五拾分、振鈴總員整列

次 喪主所定の位置に進み立つ

次 齋主進みて出棺の詞を白き 諸員磬折  
次 柩を捧持を 此間奏樂  
次 所役順次出發葬場に進行す 此間道樂

以上

葬場祭式 小諸高等小學校庭上内

一 祭壇に柩を安置し總ての装飾を整ふ  
一 典儀式の始を告ぐ

次 皇御國 (生徒)

次 一同着床

次 齋主進みて再拜短手 此時齋員一同居ながら拜

次 供饌 此間奏樂

齋主饌案の右側に侍し齋員之を傳供す

次 齋主進みて祭詞を白き 此時諸員起床敬禮

次 副齋主進みて誄詞を白す 諸員起床

次 吊文順次朗讀

次 參列寺院讀經

次 齋主玉串を獻りて拜禮 此時齋員席上列拜

次 喪主拜禮玉串を獻る

次 遺族者同斷

次 重なる會葬者同斷 一般會葬者居ながら拜禮

次 撤饌 此間奏樂

副齋主饌案の右側に侍し齋員之を傳撤す

次 齋主進みて再拜短手 此時齋員一同居ながら拜

次 哀悼の曲 (生徒)

- 次 典儀式の終を告ぐ
- 次 葬儀委員回禮
- 次 一同退出 以上

同葬送行列順序

- 前驅 葬儀委員 ○警官
- 警官 ○警部 ○式旗 ○音樂隊 ○高等小學校生徒
- 補習學校生徒 ○小諸義塾生徒
- 大榭 ○紅旗 ○白旗 ○神饌辛櫃 白丁二人
- 大榭 ○白旗 ○紅旗
- 祭官 全上 全上 ○副齋主 ○齋主 ○祭官 ○銘旗 ○伶人
- 祭官 全上 全上 ○祭官 ○伶人

- 伶人 全上 ○生花 全上 ○鉢
- 伶人 全上 ○生花 全上 ○鉢
- 勳章 軍人 ○在郷軍人

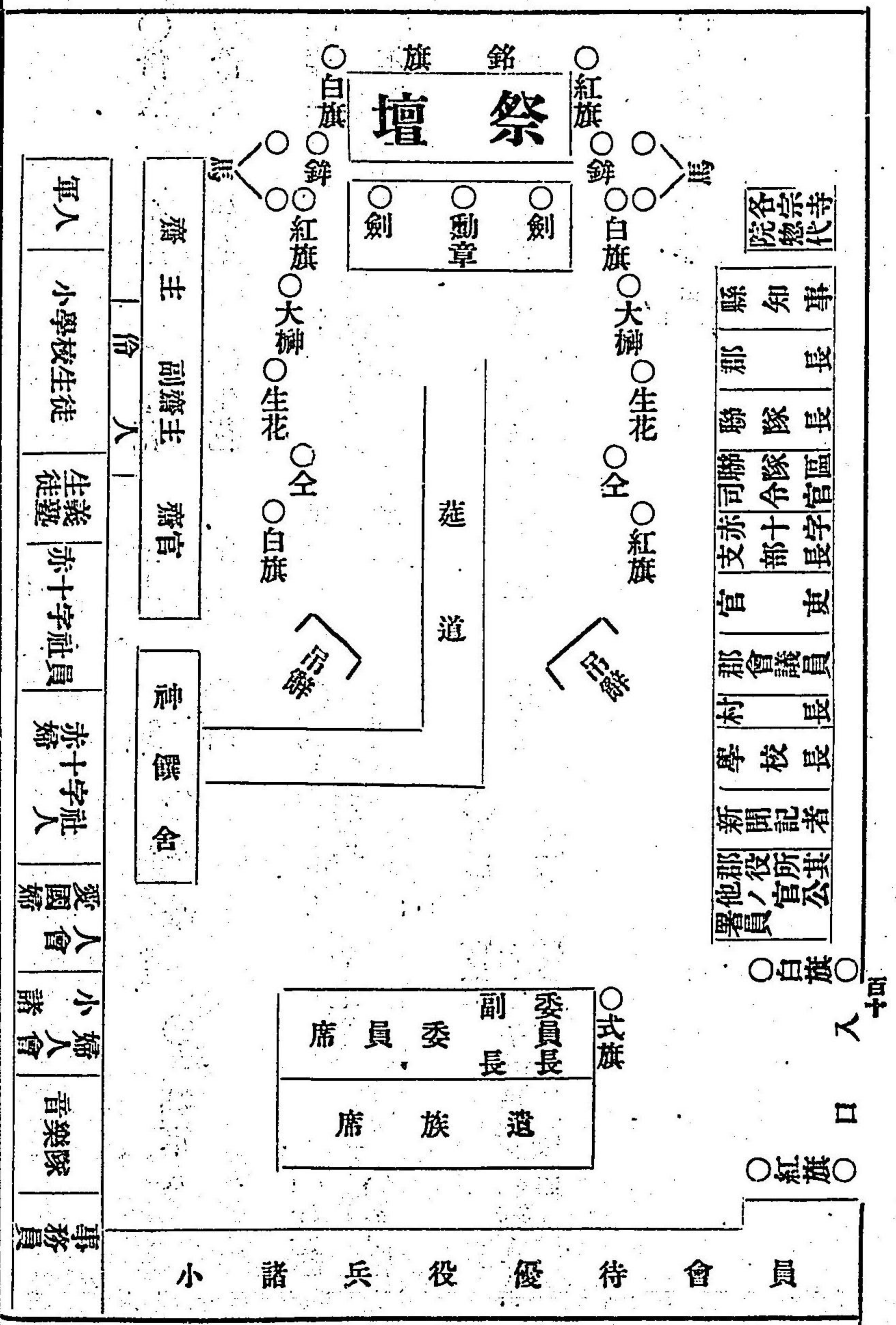
- 葬儀委員 全上 全上 ○劍軍人 軍人 ○紅旗
- 葬儀委員 ○柩白丁八人 全上 全上 ○牽馬 全上軍人 ○白旗
- 葬儀委員 全上 ○劍軍人

- 喪主兼葬儀委員長 ○同副委員長 ○遺族 ○白旗 官吏
- 紅旗 赤十字社員愛國婦人會 員兵役優待會員

- 其他一般會葬者 四 列

同葬祭場位置の圖

夫 左は明治三拾八年五月、長野縣北安曇郡神職講習會に、著者が講師と  
 夫 出張中、同神職たちが、縣社仁科神明宮社殿に於て、戰勝祈念祭典  
 式を執行せしその差定書なれば、參考の料にと茲に記すものなり。  
 同日午後一時、齋員及參列員着席  
 先 祓詞を白す  
 次 大麻行事  
 次 鹽湯行事  
 次 齋主副齋主昇殿開扉 警蹕奏樂  
 次 獻饌 此間奏樂  
 次 奉幣行事  
 次 祝詞奉讀



- 次 玉串拜禮
  - 次 幣帛及び供饌を撤す 此間奏樂
  - 次 齋主副齋主昇殿閉扉 警蹕奏樂
  - 次 一同退下
- 右畢て、神酒、神饌、守護札を參拜者に配與す。

左は長野縣更級郡縣社武水別神社々殿に於て、同郡神職講習會の當  
時、その學神祭の次第書なればしるす。

學神祭式及閉會式次第

- 先 神籬を立て神座を設く
- 次 祓主修祓の詞を白む
- 次 大麻係大麻の事を行ふ
- 次 塩湯係 同斷

- 次 齋主降神の詞を白す 警蹕
- 次 神饌を供す
- 次 幣帛を奉る
- 次 齋主祝詞を白む
- 次 玉串を奉りて拜禮

但し支所長、  
本所幹事、  
講習員、  
講師、  
參列員、  
順次拜禮、

- 次 勅語奉讀 支所長之を勤む
- 次 修了證書授與
- 次 講師の告辭
- 次 講習員總代の答辭
- 次 神饌幣帛を撤す
- 次 齋主昇神の詞を白す 警蹕

次 神籬を撤して神座を退く

次 一同退下

次 直會 以上

左は明治三拾八年十二月六日、長野縣更級郡稻荷山町、縣社治田神社  
々可、兒玉松司ぬしの愛女壽々子の婚儀に、著者が依囑せらるゝまゝ、  
典儀として事とりもてる國禮式の次第書なり、その奉告祭の祝詞も  
あれど、そは識さず、即かうやうの典故を熟く知らんには、本所發行、宮  
澤春文ぬしの著書なる婚葬にまらば、いと便宜多からむ。

結婚祭式次第

同日早旦神前を裝飾す

次 時刻、婿、嫁、參入着座

次 開扉

次 神饌を供す

次 齋主奉告の祝詞を白す 典儀之を勤む

次 誓詞奉讀

次 婿、嫁、神前に進み拜禮

次 拜授の神酒もて一獻、二獻、三獻、盃の儀あり

次 神饌を撤す

次 閉扉

次 各退出

以上

注意、その準備としての神饌の臺數品目等は各適宜なり

と雖も、總て奇數を避くべしものとき。

一 土器盃、三組

一 盃臺、三方

一 膳、  
 二、  
 三方 饗、嫁、の料  
 但し膳部用品、鯛、勝栗、昆布、  
 以上の諸項は、著者が最近よ、取扱ひしものゝ重なる一班の  
 み。その全豹の如きは、他日一冊子として、改めて世に公にする  
 の時あらむ、讀者幸に之を了してよ。

### 官國幣社神職任用令拔萃

明治三十五年二月八日  
勅令第二十八號

#### ○試験科目

- 一 祭式
  - 二 倫理
  - 三 國文 作文ハ尋常試験ニ在リテハ祝詞體公文體  
高等試験ニ在リテハ宣命體公文體
  - 四 歴史
  - 五 法制 高等試験ニ在リテハ現行神社法令及憲法  
尋常試験ニ在リテハ現行神社法令
  - 六 算術
- 試験ヲ要セス高等試験委員ノ詮衡ヲ經テ特別ニ奏任待遇ノ神職(宮司權宮司)ニ任用シ得ラル、  
 モノトス

- 一 其神社祭神ノ一族臣下ノ内祭神在世中ニ於テ之ヲ補佐シ功績顯著ナル者若ハ其相續人ニシテ祭式  
及國典ヲ修メタルモノ
- 二 高等官又ハ五年以上官務ニ從事シ判任官ニ等以上ノ職ニ在リタル者ニシテ祭式及國典ヲ修メタル

- 三 十年以上神職(府縣社以下神社)トナリ現ニ官國幣社禰宜又ハ神部署神部補ノ職ニ在ル者
- 四 師範學校中學校又ハ高等女學校ノ國史又ハ國文科ノ教員免許狀ヲ有シ祭式ヲ修メタル者
- 五 神宮皇學館本科卒業ノ者
- 六 皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階學正ヲ付與シタル者ニシテ祭式ヲ修メタルモノ
- 試驗ヲ要セズ尋常試驗委員ノ詮衡ヲ經テ特別ニ判任待遇(即チ禰宜、主典)ノ神職ニ任用シ得ラル、モノ左ノ如シ
- 一 五年以上官務ニ從事シ判任官以上ノ職ニ在リタル者ニシテ祭式及國典ヲ修メタルモノ
- 二 現ニ神宮宮堂以上ノ職ニ在ル者
- 三 前條第四號若ハ第五號ニ掲ケタル者又ハ神宮皇學館專科卒業ノ者
- 四 皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階三等司業以上ヲ付與シタル者ニシテ祭式ヲ修メタルモノ
- 五 官立公立中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル官立公立學校ノ卒業證書ヲ有スル者

ニシテ祭式ヲ修メタルモノ

六 五年以上神職ト爲リ現ニ社司ノ職ニ在ル者

府社縣社以下神社神職任用令拔萃

明治三十五年二月十八日  
内務省令第四號

社司社掌試驗科目

- 一 祭式
  - 二 倫理
  - 三 國文
  - 四 作文(祝詞體  
公文體)
  - 五 法制現行神社法令
- 試驗ヲ要セズ社司社掌試驗委員ノ詮衡ヲ經テ特別(社司社掌ニ)任用シ得ラル、モノ左ノ如シ
- 一 官國幣社及神部署神職任用令第九條一號二號三號五號ニ掲ケタル者
  - 二 皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階司業(社司ニ在テハ六等以上  
社掌ニ在テハ八等以上)ヲ附與シタルモノニシテ祭式ヲ修メタル者
  - 三 判任待遇以上ノ職ニ在リシ者ニシテ祝詞作文祭式ヲ修メタル者



# 祭式要義

附録終

## 祭式要義自跋

この書稿成りしそのかみ、皇典講究所の校閲を経ばやと、そを暫らく同所に差出し置けり、かくてかくして如何にかも、飛彈たくみ打つ墨繩の速やけく、山崎に鬨ふまがりの貝の形ならねど、曲れるふしもやありせば、ひと日も早く撓め正してぞ得んものと、そを師翁井上博士がりに、文まゐらせて、特更に乞ひ白ししに、師の翁よりは、嬉しくも左の玉梓を給はりしさへあるに、また由やありけん、荏苒天傳ふ日の久しきを経つゝ渡りて、わか思ひの空しく、遂に果されざりしは遺憾ともいふべしや、さはれこと茲に至りては、己れもかねて定めし旨のありけるまゝ、幸に上京のついでもて出所し、稿本を請ひもせして、禮典課員某氏が、惜まれし譏辞に、強う送られつゝも、歸りて深く筆底に藏めしこの書よこゝに幾年、いま其をとり出してまた少しく補ひもし且は附録をも添てかうやうの摺巻とはなしぬ、然れども自ら求めてにはあらず、他にしひのおうなかはりしひすゝめし人々のありしか

らに斯くなむ。

井上翁書

拜啓益御健康奉恭賀候久々所勞引籠先日出  
勤に付高山氏を訪篤に依頼仕候間此段奉申  
上候萬事後便縷伸可仕候也

三月十九日

頼 因

宮川賢臺

硯北

らに斯くなむ。

井上翁書

拜啓益御健康奉恭賀候久々所勞引籠先日出  
勤に付高山氏を訪篤に依頼仕候間此段奉申  
上候萬事後便縷伸可仕候也

三月十九日

宮川賢臺

硯北

頼 国

# 婚葬

國幣中社生島足島神社宮司  
長野縣分所試驗委員  
長野縣聯合試驗所幹事

正七位 宮澤春文編

全一冊定價郵稅共金參拾錢

菊判洋裝銀文字入美製

再版出來

人生の大禮たる婚姻葬儀の典法決して忽にすべからざるものあるにも拘はら  
ず久しくその式法紊乱して國禮地に委するに至れりその之れを匡正せんが爲  
に著はれたるものを本書とす實に左の目次に示を如く苟しくも婚姻葬儀に關  
しては細大漏す處なし乞ふ愛讀を賜へ

本書目次大要

婚葬式 結婚男尊女卑 女尊男卑 古代の婚嫁 婚嫁の沿革 王朝以前 寧樂朝時代 平安朝時代  
鎌倉時代 室町時代 織豊時代 江戸時代 東都の婚姻 媒妁 見合 結納 婿入 喪入 祝言  
三ツ目の祝 里歸り 配り物 婚嫁摘要 着座 搦水行事 献儀 祝詞 誓詞 拜禮 お近附の  
盆式 文例 祝詞 誓詞 参考 前田家 喪禮 葬沿革 葬事摘要 葬儀の祭官 歸幽奏上式 棺 上覆  
葬儀式 注連繩 藻 蒲團 墓所 喪床 靈代 白絹 紅白の絹旗 喪主 地鎮祭 葬式 移  
令式 葬祭文 棺前祭 出棺行 列次 御靈床 葬場式 清祓式 埋棺次第 歸家靈前祭 喪葬雜俎 服忌  
六十年祭 吊魂祭等の祭詞



再 增  
版 補

明治三十九年八月十八日發行  
 明治三十九年十月廿一日再版發行  
 明治三十九年十月廿一日再版發行

正價金四拾錢

長野縣更級郡八幡村三百四十八番地

著作兼發行者 宮川建雄

長野縣廳內

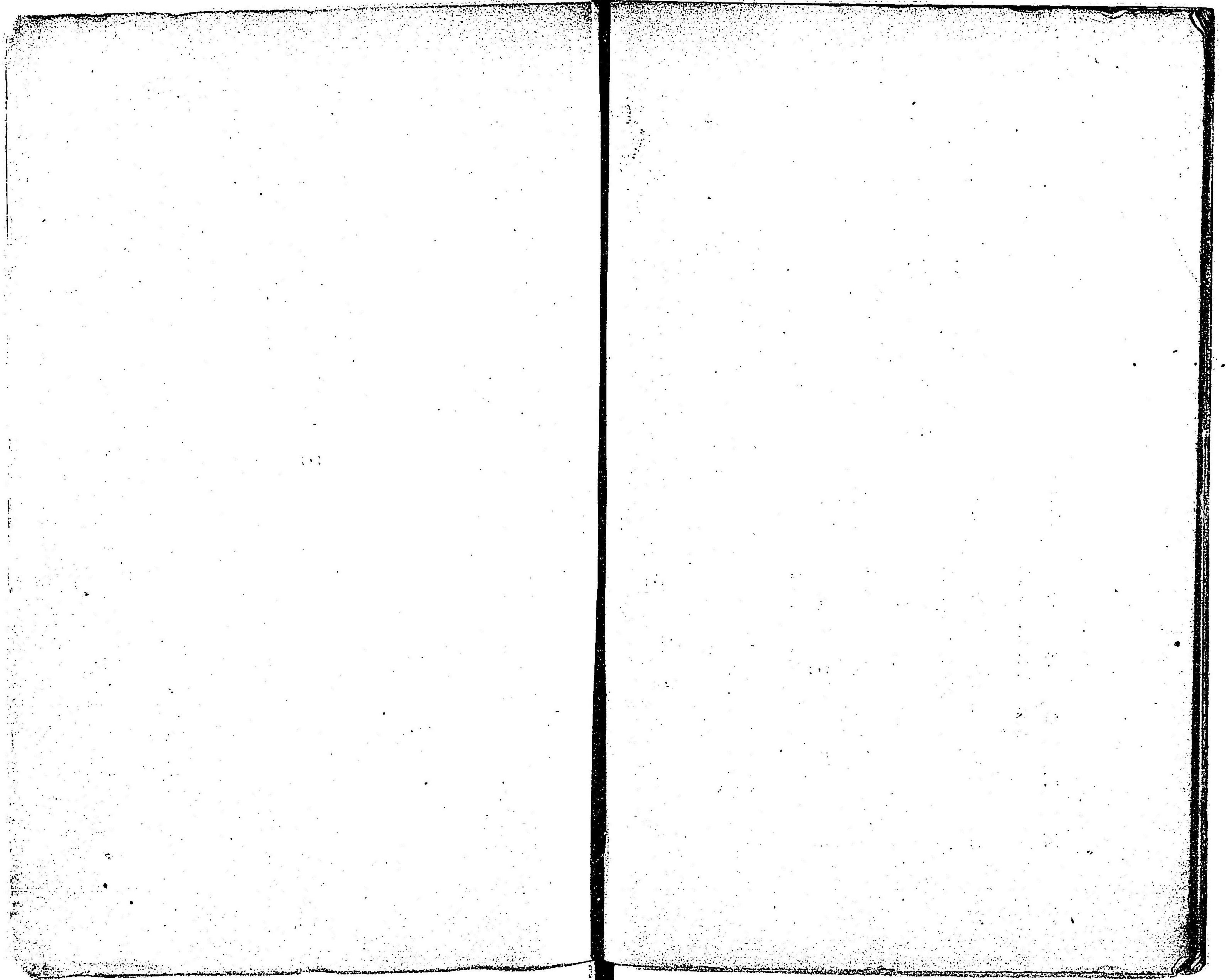
發行所 神職合議所

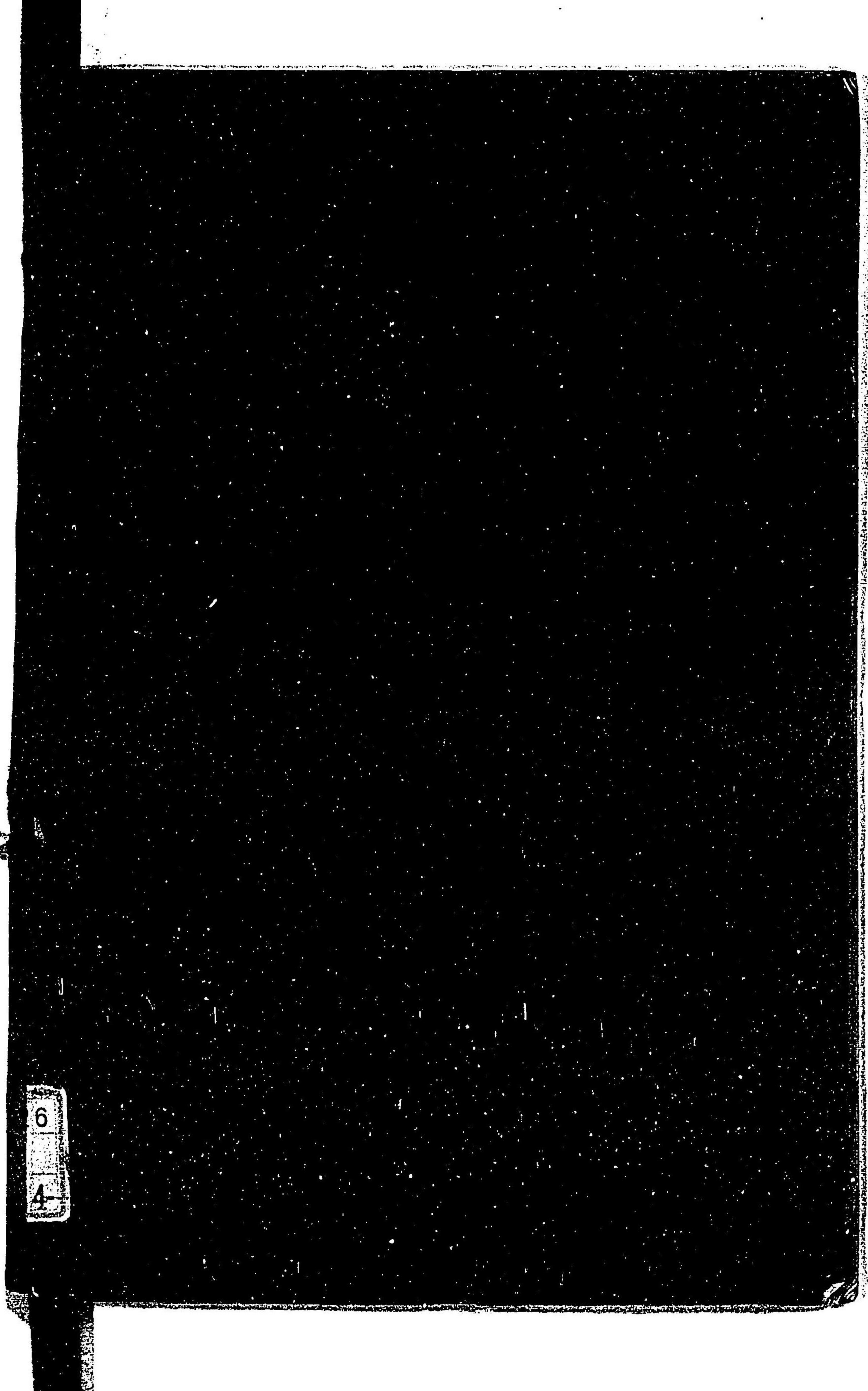
長野市西町四十三番地

印刷者 中村剛直

長野市西町四十三番旭

印刷所 中村活版所





6  
4

014056-000-4

特26-724

祭式要義

宮川 建雄 / 著

M39

ABB-0311



251  
641